

# 紙推進協ニュース 2021年10月29日 No.108

紙製容器包装リサイクル推進協議会 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 8階  
TEL : 03-3501-6191 ホームページ : <http://www.kami-suisinkyō.org/>  
FAX : 03-3501-0203 Eメール : [p@kami-suisinkyō.org](mailto:p@kami-suisinkyō.org)

本紙推進協ニュース No. 108では、①2022年度再商品化委託申し込み用算定係数②2022年度再商品化実施委託単価及び2021年度抛出委託単価③容リ制度見直しの関連動向（プラ資源循環促進法施行令案等へのパブコメ）④委員会活動報告⑤3R推進団体連絡会活動報告についてお知らせいたします。

\*消費税抜きにしています。

## ① 算定係数

9月28日～10月7日に、産業構造審議会 産業技術環境分科会 廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループにて、2021年度の再商品化義務量の算定に係る量、比率等の数値が書面審議され、承認されたのを受け、当推進協議会で試算しました2022年度再商品化委託申し込み用算定係数をお知らせいたします。

## ② 再商品化実施委託単価及び抛出委託単価

10月20、22、26日に開かれました、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の紙容器事業委員会、総務企画委員会、及び臨時理事会で、2022年度再商品化実施委託単価及び2021年度抛出委託単価が了承されました。各素材別の再商品化実施委託単価、並びに抛出委託単価は下記の表1の通りです。紙製容器包装の2022年度再商品化実施委託単価は14,000円/トン、2021年度抛出委託単価は2年連続で0円となりました。

表1 再商品化実施委託単価、抛出委託単価（共に消費税抜き）

		2022年度再商品化実施委託単価	2021年度抛出委託単価
紙製容器包装		14,000円/トン	0円/トン
ガラス びん	無色	5,100円/トン	0円/トン
	茶色	7,200円/トン	0円/トン
	その他	23,600円/トン	0円/トン
PETボトル		5,000円/トン	0円/トン
プラ製容器包装		53,000円/トン	0円/トン

再商品化義務量に係る算定係数、再商品化実施委託単価、抛出委託単価は、**暫定値**です。算定係数及び単価に変更があった場合は、速やかに連絡いたします。上記の抛出金委託単価を用いて、2021年度抛出金は表2のように見込まれています。

表2 2021年度再商品化合理化抛出金見込み額（消費税抜き）

		2021年度合理化抛出金見込み額	参)2020年度抛出金
紙製容器包装		0円	(0円)
ガラス びん	無色	0円	(0円)
	茶色	0円	(0円)
	その他	0円	(0円)
PETボトル		0円	(0円)
プラ製容器包装		0円	(0円)

《2022 年度紙製容器包装再商品化実施委託単価の計算方法》

$$\text{再商品化実施委託単価} = \frac{\text{市町村からの引き取り見込量} \times \text{再商品化事業者見込委託単価} + \text{協会経費}}{\text{特定事業者等からの再商品化委託申込見込量}}$$

◇上記算式に以下数字を入れ 2022 年度再商品化実施委託単価を求めると **14,000 円/t** となります。

1. 上記算式分子の市町村からの引き取り見込量は、本年 6～7 月に実施した 2022 年度の市町村引き渡し量調査結果 20,524t を基に **21,000t** とする。  
今後のコロナ感染症の動向、社会・経済活動の動向、並びに、上昇している物流費等の経費見直しによる取引の絞り込み等々を踏まえ、逆有償での落札が予測される市町村からの引き取り見込量 =  $21,000 \text{ t} \times 40\% = \mathbf{8,400t}$  となります。
2. 上記算式分子の再商品化事業者見込委託単価(逆有償分)は、2021 年度の逆有償落札平均単価が 9,543 円/ト (消費税抜き) であったことを勘案し、**11,000 円/t(消費税抜き)** と見込む。
3. 上記算式分子の協会経費は、指定法人 2022 年度予算における紙容器事業部負担分より **316,953 千円(消費税抜き)** とする。2021 年度予算 345,121 千円 (消費税抜き) と比較し約 2,800 万円の減額予算。
4. 上記算式分母の特定事業者等からの再商品化委託申込見込量は、特定事業者からの委託申込見込量 (=再商品化義務総量=30,690t) + 市町村からの委託申込見込量(引き取り見込量 21,000t × 市町村負担率 0.01) で計算し、**30,900t** とする。

以上から

**2022 年度再商品化実施委託単価(消費税抜き)**

$$= \frac{8,400t \times 11,000 \text{ 円/t} + 316,953 \text{ 千円}}{30,900t} = 13,248 \text{ 円/t} \approx \mathbf{14,000 \text{ 円/t}}$$

《2021 年度紙製容器包装抛出委託単価の計算方法》

$$\text{抛出委託単価} = \frac{\text{2021 年度分として見込まれる再商品化合理化抛出金 (A)}}{\text{2021 年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込の総量 (B)}}$$

◇上記算式に以下数字を入れて求めた結果より、2021 年度抛出委託単価は **0 円/t** となります。

1. 再商品化合理化抛出金 = (想定額 - 「現に要した費用」の見込み金額) × 1/2
  - ① 想定額 = 想定単価 × 想定量
    - ・ 想定単価は直近 3 年間 (2017-2019 年度) の再商品化実績単価の平均値 **879 円/t**
    - ・ 想定量は各市町村から日本容器包装リサイクル協会への 2021 年度引き渡し申込量 **21,073t**

$$\text{以上から想定額は } 879 \text{ 円/t} \times 21,073t = \mathbf{18,523 \text{ 千円}}$$

② 「現に要した費用」の見込金額

2021 年度の 4 月から 8 月までの 5 か月間に要した特定事業者負担分の再商品化費用 21,465 千円から 1 年間の再商品化に要する費用を **51,516 千円** と見込む。

$$\text{以上①②より再商品化合理化抛出金 } (① - ②) \times 1/2 = \mathbf{-16,497 \text{ 千円 (A)}}$$

2. 2021 年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量

・ 再商品化委託申込み総量 **33,280 t (B)**

$$\text{以上から } 2021 \text{ 年度抛出委託単価 (円/t) (消費税抜き) } = \text{(A) / (B)} = \mathbf{-496 \text{ 円/t} \Rightarrow 0 \text{ 円/t}}$$

\*2022 年度再商品化実施委託金及び 2021 年度抛出委託金に対し、一括して指定法人より請求がある予定です。

\*別添資料と致しまして、指定法人の 2021 年度第 2 回紙容器事業委員会、第 2 回総務企画委員会で配布されました資料の抜粋を添付致します。紙製容器包装の再商品化状況、並びに実施委託単価、抛出委託単価に関する詳しい説明が書かれていますのでご覧いただきたいと思います。

### ③ 容リ制度見直しの関連動向

## 「プラスチック資源循環の促進等に関する法律施行令案」等に関する パブリックコメントに意見提出へ

「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」）が6月国会で成立後、3R推進団体連絡会がオブザーバーで参加し当推進協議会も毎回事前説明を受けました「プラスチック使用製品廃棄物の一括回収・再商品化に関する研究会」、及び「プラスチック使用製品設計指針に関する研究会」の2つの研究会が経済産業省により各3回開催され、更に産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会で8月に第9回・第10回合同会議で審議の上、取りまとめられ、「プラスチック資源循環促進法」施行に伴う施行令案等について、10月8日から11月7日までパブリックコメントが行われています。

（環境省リリース）<https://www.env.go.jp/press/110005.html> 別紙1～9掲載

紙製容器包装に直接係る部分は下記のとおりです。

#### （1）プラスチックから紙への代替を両省告示案で明確に位置付け（別紙8）

「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」の中の「基本的方向」にて、「再生可能性の観点から再生プラスチックや再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え、」とプラスチックから「紙」への代替が経済産業省・環境省告示案にて明確に位置付けられました。

#### （2）容リ法ルートの活用でPETボトルを除くと省令案で明記（別紙1）

「プラスチック使用製品廃棄物の一括回収・再商品化に関する研究会」で3R推進団体連絡会としての事前説明を受け、紙製容器包装を含む他素材への影響を防ぐため、容器包装リサイクル法ルートの活用においてPETボトルを除くことを主張し省令案に明記することを実現しました。

#### （3）容リ法改正対策委員会でパブコメ案を討議

容リ法改正対策委員会にて、10月29日パブコメ案を討議、下記の内容で11月5日に提出予定ですのでご意見があれば、事務局までご連絡をお願いします。年末・年始に向け、個別でも経済産業省・環境省・農林水産省と意見交換の予定ですのでよろしく願いいたします。

##### i) 当推進協議会からの意見要約

###### 意見①（全体）

容リ制度見直しに係る部分の討議については、産業構造審議会の容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会の容器包装の3Rに関する小委員会においても、より多くの特定事業者が審議に参加できる形とし、経過等についても理解しやすいような運営を要望します。

###### 意見②（別紙8：経済産業省・環境省告示案の基本的な方針）

「基本的な方針」の中の「基本的方向」でプラスチックから「紙」への代替が明確に位置付けられましたので、国においては広報啓発とともに、紙とプラスチックの複合品等、課題解決に向けた適切な支援策や事業者に対するインセンティブの検討を要望します。

###### 意見③（別紙9：主務省告示案のプラスチック使用製品設計指針（案））

環境配慮設計を推進することには賛同し、国においては市場規制的な手法ではなく、事業者や業界団体が主体となって参画し、自主的な取り組み、指針として目標を策定できるよう要望します。

#### 意見④（別紙 1：市区町村による分別収集・再商品化（プラスチック資源としての一括回収））

関係主体の役割分担は容リ法と同様で変更が無いこと、容リ協の活用にあたり変更の必要な範囲がプラスチック容器事業に限定されることを確認するとともに、特定事業者の再商品化費用が増大することの無きよう適正な措置を講じ製品プラの再商品化費用の自治体負担を明確化することを要望します。

#### 意見⑤（別紙 1：市区町村による分別収集・再商品化（中間処理工程の一体化・合理化））

選別一体化においても自治体の分別基準適合物とみなすまでの選別の役割分担について、それに応じた費用は管理費や異物処理を含め自治体が負うことを明確にするとともに、特定事業者の費用負担が増加しないこと等を容リ協にて検証する責任と権限を与えることを要望します。

#### ii) 日本容器包装リサイクル協会の定款変更へ

「プラスチック資源循環促進法」施行に伴う施行令案等に対応し、日本容器包装リサイクル協会の定款の変更案が10月26日の臨時理事会で承認され、11月5日の臨時評議員会で審議の予定です。

### ④ 委員会活動報告

#### ＜3R改善事例集第15版＞（総務委員会）

今年度は2021年度の改善事例に加え、2018年度から2020年度の3年分の事例を項目ごとにまとめた、紙製容器包装3Rの取組み及び、容器包装3Rのための自主行動計画をまとめ、第15版を12月に発行予定です。

#### ＜回収量調査＞（総務委員会）

今年度も行政収集及び集団回収について、人口10万人程度以上の全国295市区に紙製容器包装の回収量に係るアンケート調査を実施しました。

### ⑤ 3R推進団体連絡会活動報告

#### ＜容器包装3R推進フォーラム＞

今年度は、「持続可能な容器包装のための3Rと消費行動」をテーマに、2022年1月25日に渋谷区SYDホールにて第16回容器包装3R推進フォーラムを開催予定です。

会員の皆様、是非、参加の御申込をよろしく願います。

<http://www.dynax-eco.com/3rforum/> ※後日、当日開催された内容は、録画配信いたします。

#### ＜エコプロ2021＞

第23回「エコプロ2021 持続可能な社会の実現に向けて」は、12月8日～12月10日の期間にて東京ビッグサイトで開催されることになりました。当推進協議会は、日本容器包装リサイクル協会の小間に4素材（紙、プラ、PET、ガラス）で参加し展示する予定です。

#### ＜自主行動計画2020フォローアップ報告会＞

12月3日に経団連会館にて、自主行動計画2020の最終年度である2020年度の取り組み成果を記者発表する予定です。

#### 【添付資料】

- ・資料1：再商品化義務量に用いる算定係数（2022年度）試算
- ・資料2：「産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ」資料抜粋
- ・資料3：日本容器包装リサイクル協会「令和3年度第2回紙容器事業委員会」資料抜粋
- ・資料4：日本容器包装リサイクル協会「令和3年度第2回総務企画委員会」資料抜粋
- ・資料5：「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案」等に関するパブコメ資料抜粋

（環境省リリース：パブコメ）<https://www.env.go.jp/press/110005.html> 別紙1～9掲載

（合同会議資料）

[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo\\_gijutsu/haikibutsu\\_recycle/plastic\\_junkan\\_wg/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/haikibutsu_recycle/plastic_junkan_wg/index.html)

# 再商品化義務量に用いる算定係数(2022年度)試算

参考資料

算定係数は、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループの書面審査(2021年9月28日)資料 2021年10月22日より試算したもの。パブリックコメント後に確定。

商品化実施委託単価 = 14,000円/トン (日本容器包装リサイクル協会10月総務企画委員会での暫定値)

## <表1> 自主算定方式 (2022年度)試算

業種の区分	その他紙製容器		その他プラスチック製容器		ガラスびん						ペットボトル	
	利用	製造等	利用	製造等	無色		茶色		その他		利用	製造等
1 食品製造業	0.04712	0.00188	0.60169	0.03412	0.45337	0.02678	0.45794	0.00861	0.89047	0.03875	0.37605	0.02614
2 清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	0.04587	0.00237	0.59992	0.02173	0.43126	0.05532	0.42272	0.03653	0.84956	0.08190	※ 0.34851	※ 0.04578
3 酒類製造業	0.04559	0.00171	0.60551	0.00481	0.44351	0.03262	0.45500	0.01185	0.88102	0.04076	0.38490	0.01443
4 油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	0.04729	0.00124	0.55970	0.04990	—	—	—	—	—	—	—	—
5 医薬品製造業	0.04839	0.00015	0.62255	0.00329	0.47570	0.00277	0.44183	0.01937	0.86455	0.01634	—	—
6 化粧品・歯磨きその他の化粧用調整品製造業	0.04817	0.00057	0.60024	0.01972	0.46624	0.01042	0.45996	0.01201	0.90347	0.01272	—	—
7 小売業	0.04857	0.00020	0.62322	0.00514	—	—	—	—	—	—	—	—
8 その他の事業	0.04847	0.00032	0.62514	0.00598	0.47259	0.01426	0.46470	0.00003	0.87516	0.06992	—	—
包装	0.03835	—	0.43762	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託単価	14,000		53,000		5,100		7,200		23,600		5,000	

委託料(円) = 排出見込量(トン) × 算定係数 × 委託単価(円/トン)

※清涼飲料製造業

$$\text{排出見込量(トン)} = \text{①前年度において販売した商品に利用した特定容器包装の量(トン)} - \left[ \text{②、①の内自ら又は他社への委託により回収した量(トン)} \right] + \left[ \text{③、①の内事業活動により消費された商品に用いた量(②と重複する量を除く)(トン)} \right]$$

## <表2> 簡易算定方式 (2022年度)試算

業種の区分	その他紙製容器		その他プラスチック製容器		ガラスびん						ペットボトル	
	利用	製造等	利用	製造等	無色		茶色		その他		利用	製造等
1 食品製造業	0.04241	0.00160	0.51143	0.03071	0.45337	0.02678	0.43504	0.00861	0.84595	0.03875	0.33845	0.02483
2 清涼飲料製造業及び茶・コーヒー製造業	0.04128	0.00237	0.53993	0.02173	0.40970	0.04702	0.42272	0.03653	0.80709	0.08190	※ 0.31366	※ 0.04578
3 酒類製造業	0.03192	0.00163	0.48441	0.00457	0.33263	0.02936	0.29575	0.01007	0.61671	0.03668	0.32717	0.01443
4 油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業	0.04256	0.00118	0.50373	0.04990	—	—	—	—	—	—	—	—
5 医薬品製造業	0.02420	0.00014	0.24902	0.00279	0.33299	0.00263	0.35346	0.01937	0.64842	0.01634	—	—
6 化粧品・歯磨きその他の化粧用調整品製造業	0.04817	0.00054	0.57023	0.01873	0.41961	0.00833	0.41396	0.01201	0.76795	0.01272	—	—
7 小売業	0.03400	0.00016	0.52974	0.00412	—	—	—	—	—	—	—	—
8 その他の事業	0.04120	0.00026	0.40634	0.00419	0.42533	0.01283	0.23235	0.00003	0.83140	0.06992	—	—
包装	0.02493	—	0.32821	—	—	—	—	—	—	—	—	—
委託単価	14,000		53,000		5,100		7,200		23,600		5,000	

委託料(円) = 前年度において販売した商品に利用した特定容器包装の量(トン) × 算定係数 × 委託単価(円/トン)

※清涼飲料製造業

# 産業構造審議会

令和3年9月27日

委員各位

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会  
容器包装リサイクルワーキンググループ 座長 石川 雅紀

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会  
容器包装リサイクルワーキンググループ  
開催（書面審議）について

時下益々御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記ワーキンググループにつきまして、下記のとおり書面にて開催いたしますので、御多忙のところ誠に恐縮ですが、御審議下さいますようお願い申し上げます。

## 記

期間：令和3年9月28日（火）～令和3年10月7日（木）  
（メールにて書類送付）

議題：容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等について

ご不明な点等ございましたら、誠に恐れ入りますが、以下まで御連絡下さいますようお願い申し上げます。

（連絡先）

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
経済産業省産業技術環境局 資源循環経済課（担当：内藤、井手）  
電話：03-3501-4978  
FAX：03-3501-9489  
e-mail：[naito-takahiro@meti.go.jp](mailto:naito-takahiro@meti.go.jp)  
[ide-yuta-b@meti.go.jp](mailto:ide-yuta-b@meti.go.jp)

産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会  
容器包装リサイクルワーキンググループ（書面審議）

議事次第

期 間：令和3年9月28日(火)～令和3年10月7日(木)

議 題：容器包装リサイクル法の義務量算定に係る量、比率等について

配布資料：

資料1 委員名簿

資料2 再商品化義務量の算定に係る量、比率等について

参考資料集

産業構造審議会産業技術環境分科会  
廃棄物・リサイクル小委員会  
容器包装リサイクルワーキンググループ 委員名簿

(敬称略、50音順)

○座長

石川 雅紀 叡啓大学特任教授兼NPO法人ごみじゃぱん代表理事

○委員

有田 芳子 主婦連合会常任幹事・環境部長

大石美奈子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
代表理事・副会長

大熊 洋二 公益社団法人全国都市清掃会議専務理事

大下 英和 日本商工会議所 産業政策第二部長

奥野 隆史 日本石鹼洗剤工業会容器・廃棄物専門委員会委員長

小野田弘士 早稲田大学理工学術院大学院環境・エネルギー研究科教授

織 朱實 上智大学大学院地球環境学研究科教授

金子 友昭 PETボトルリサイクル推進協議会会長

川村 節也 紙製容器包装リサイクル推進協議会専務理事

鬼沢 良子 NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長

小梶 聡 プラスチック容器包装リサイクル推進協議会会長

斉藤 崇 杏林大学総合政策学部教授

佐藤 泉 佐藤泉法律事務所

篠木 幹子 中央大学総合政策学部教授

杉山 涼子 株式会社杉山・栗原環境事務所

田中 希幸 ガラスびん3R促進協議会理事・事務局長

田辺 義貴 一般財団法人食品産業センター専務理事

中田 良平 スチール缶リサイクル協会専務理事

西尾チヅル 筑波大学ビジネスサイエンス系教授

長谷川雅巳 一般社団法人日本経済団体連合会環境エネルギー本部長

馬場 未希 日経BP社 日経ESG編集長

舟竹以久代 一般社団法人日本百貨店協会環境・社会貢献委員会委員

保谷 敬三 アルミ缶リサイクル協会専務理事

百瀬 則子 日本チェーンストア協会環境委員会委員

森塚 伸 段ボールリサイクル協議会理事運営委員長

## 再商品化義務量の算定に係る量、比率等について

## &lt;趣旨&gt;

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)に基づき、特定事業者(特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者及び特定包装利用事業者)は、毎年度、主務省令で定める方法により算定される再商品化義務量の再商品化をすることが義務付けられている。

特定事業者の再商品化義務量の算定に係る量、比率等(以下「量、比率等」という)は、法第11条から第13条までの規定に基づき、主務大臣が定めることとされている。

法第44条に基づき、主務大臣は、量、比率等を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、関係事業者その他の利害関係者の意見を聴くものとされていることから、翌年度に適用する量、比率等(案)について、本WGにお示しするものである。

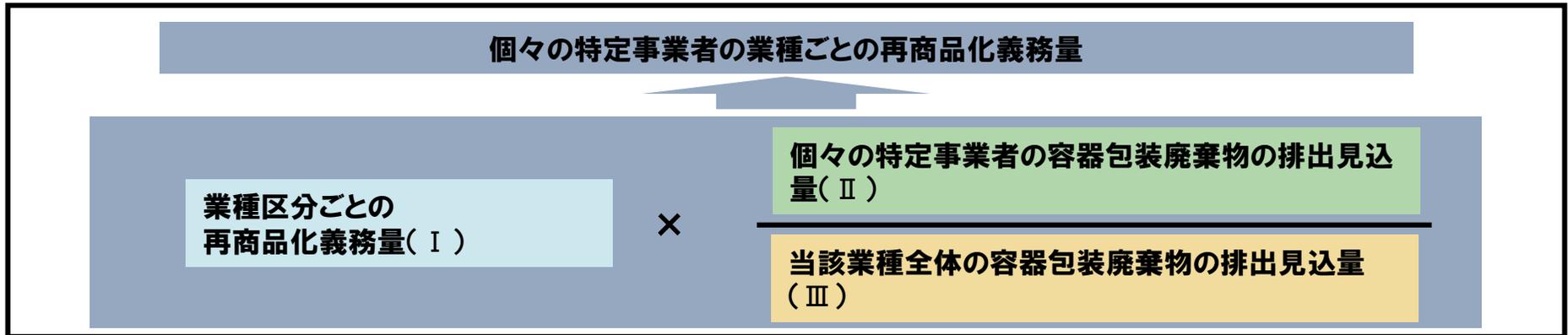
## &lt;本WGにお示しする量、比率等&gt;

A 特定事業者責任比率(法第11条第3項)	表1-1
B 再商品化義務総量(法第11条第3項)	表1-2
C 特定容器比率(法第11条第2項第1号)	表2
D 業種別比率(法第11条第2項第2号イ)	表3
E 業種別特定容器利用事業者比率(法第11条第2項第2号ロ)	表4
F 事業系比率(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第10条及び特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令第2条)	表5
G { 業種別特定容器利用事業者総排出見込量(法第11条第2項第2号ニ) 業種別特定容器製造等事業者総排出見込量(法第12条第2項第2号ニ) 特定包装利用事業者総排出見込量(法第13条第2項第3号)	} 表6

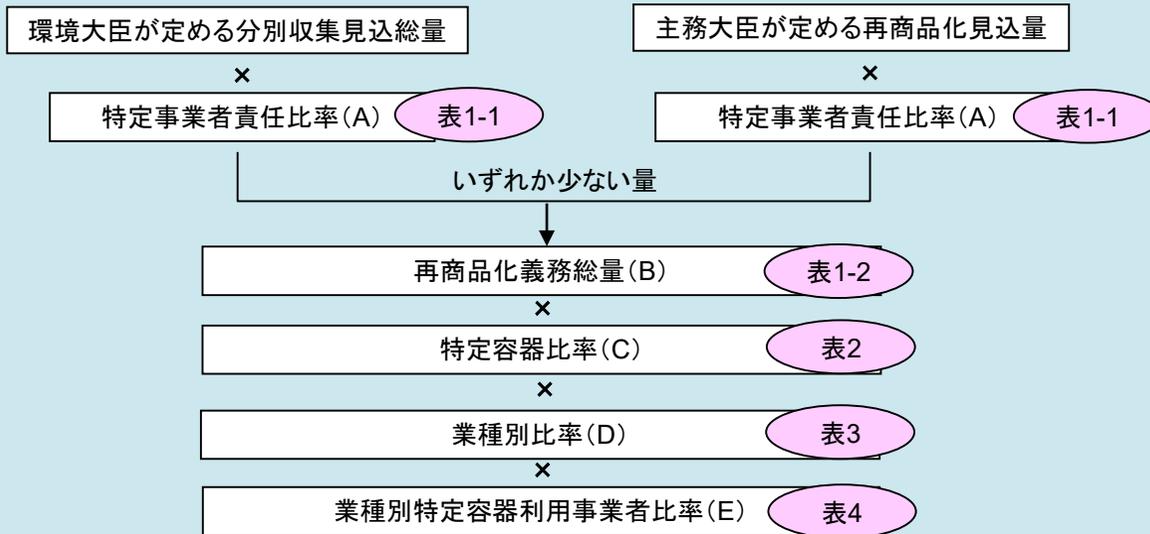
※表の番号は資料中のもの。

なお、上記の具体的数値は、容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて算定。

# 再商品化義務量の算定に係る量、比率について



(Ⅰ)  
主務省令や主務大臣が定める数値等により、各年度ごとに算定される。



(Ⅱ)  
個々の事業者が自主算定方式、又は簡易算定方式のいずれかの算定方式により自ら算出。

○自主算定方式

当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量

- 当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量
- その他容器包装廃棄物として排出されない量

○簡易算定方式

当該年度において販売する商品に用いる又は製造等する容器包装の量

- 当該量のうち自ら又は他者への委託により回収する量

× (100 - 事業系比率(F) (表5))

表6

(Ⅲ)  
当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量 (G)

(注) .....資料中の表番号

## 再商品化義務量の算定に係る量、比率等（案）

### 1. 特定事業者責任比率（A）

#### < 特定事業者責任比率の算定の考え方 >

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定事業者責任比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1) ①～⑤参照）

< 表 1-1 特定事業者責任比率 >

特定分別基準適合物	特定事業者責任比率 (A)	小規模事業者 分の比率	前年度	
			特定事業者責任比率	小規模事業者 分の比率
ガラスびん（無色）	96%	4%	(96%)	(4%)
ガラスびん（茶色）	88%	12%	(86%)	(14%)
ガラスびん（その他の色）	92%	8%	(93%)	(7%)
PETボトル	100%	0%	(100%)	(0%)
紙製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)
プラスチック製容器包装	99%	1%	(99%)	(1%)

## 2. 再商品化義務総量（B）

### <再商品化義務総量の算定の考え方>

品目毎に再商品化見込量と分別収集計画量の少ない方を基礎として、特定事業者責任比率を乗じて算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑥参照）

< 表 1-2 再商品化義務総量 >

特定分別基準適合物	R4年度の分別収集見込総量 (ア)	R4年度の再商品化見込量 (イ)	(ア)、(イ)のうちいずれか少ない量を基礎として算出した量	特定事業者責任比率 (A)	R4年度の再商品化義務総量 (B)
	千トン	千トン	千トン	%	トン
ガラスびん（無色）	280	178	178	96	170,880
ガラスびん（茶色）	225	149	149	88	131,120
ガラスびん（その他の色）	191	131	131	92	120,520
PETボトル	314	416	314	100	314,000
紙製容器包装	101	205	31 *	99	30,690
プラスチック製容器包装	728	1,016	728	99	720,720

(\*)；分別収集見込総量から、環境省が調査した市町村独自処理（70千トン）を差し引いた量

## 3. 特定容器比率（C）

### <算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて特定容器比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑦参照）

なお、ガラス製容器及びPETボトルは、いずれも特定容器のみであって特定包装はないため、本比率は100%とする。

< 表 2 特定容器比率 >

特定分別基準適合物	特定容器比率 (C)	前年度
紙製容器包装	88.17%	(89.22%)
プラスチック製容器包装	91.90%	(92.91%)

#### 4. 業種別比率（D）

##### <算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑧参照）

< 表 3 >

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器			PETボトル
	無色	茶色	その他	
1. 食料品製造業	47.77 (48.68)	3.21 (3.00)	7.54 (6.92)	3.17 (3.40)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	18.14 (17.28)	49.56 (50.62)	15.06 (15.10)	95.19 (94.56) ※
3. 酒類製造業	30.53 (30.73)	18.10 (18.19)	76.69 (77.27)	1.64 (2.04)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業				
5. 医薬品製造業	1.75 (1.52)	28.18 (27.53)	0.05 (0.09)	
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	1.34 (1.45)	0.34 (0.34)	0.43 (0.44)	
7. 小売業				
8. その他の事業	0.47 (0.34)	0.61 (0.32)	0.23 (0.18)	
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

※＝清涼飲料製造業

上段：令和4年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和3年度の適用数値

< 表 3 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器	プラスチック製 容器
1. 食料品製造業	40.74 (39.24)	55.98 (55.48)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	7.58 (6.63)	6.36 (6.08)
3. 酒類製造業	2.13 (2.15)	0.17 (0.20)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	1.85 (1.79)	5.81 (5.71)
5. 医薬品製造業	1.99 (2.24)	1.59 (1.55)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	2.26 (2.32)	4.46 (3.98)
7. 小売業	9.69 (14.11)	12.61 (16.42)
8. その他の事業	33.76 (31.52)	13.02 (10.58)
合 計	100.00 (100.00)	100.00 (100.00)

上段：令和4年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和3年度の適用数値

5. 業種別特定容器利用事業者比率（E）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて業種別特定容器利用事業者比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (1)⑨参照）

< 表 4 >

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食料品製造業	94.24 (94.29)	5.76 (5.71)	97.53 (97.24)	2.47 (2.76)	95.15 (95.00)	4.85 (5.00)	92.90 (93.49)	7.10 (6.51)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	89.12 (88.33)	10.88 (11.67)	90.60 (89.50)	9.40 (10.50)	89.28 (87.69)	10.72 (12.31)	86.79 (87.99) ※	13.21 (12.01) ※
3. 酒類製造業	92.22 (93.02)	7.78 (6.98)	97.19 (97.21)	2.81 (2.79)	94.31 (94.51)	5.69 (5.49)	95.80 (95.80)	4.20 (4.20)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	99.31 (99.42)	0.69 (0.58)	95.10 (95.34)	4.90 (4.66)	97.56 (97.76)	2.44 (2.24)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.00 (97.48)	2.00 (2.52)	96.88 (98.19)	3.12 (1.81)	98.50 (97.79)	1.50 (2.21)		
7. 小売業								
8. その他の事業	98.15 (98.52)	1.85 (1.48)	99.99 (99.99)	0.01 (0.01)	94.40 (94.92)	5.60 (5.08)		

※＝清涼飲料製造業

上段：令和4年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和3年度の適用数値

< 表 4 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利用	製造等	利用	製造等
1. 食料品製造業	96.39 (96.39)	3.61 (3.61)	95.07 (95.30)	4.93 (4.70)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	93.90 (95.17)	6.10 (4.83)	94.92 (95.23)	5.08 (4.77)
3. 酒類製造業	93.48 (94.24)	6.52 (5.76)	98.41 (98.74)	1.59 (1.26)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	96.62 (97.49)	3.38 (2.51)	88.47 (90.32)	11.53 (9.68)
5. 医薬品製造業	99.39 (99.39)	0.61 (0.61)	98.58 (98.06)	1.42 (1.94)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	98.69 (98.89)	1.31 (1.11)	94.82 (94.29)	5.18 (5.71)
7. 小売業	99.42 (99.34)	0.58 (0.66)	98.90 (98.74)	1.10 (1.26)
8. その他の事業	99.36 (99.45)	0.64 (0.55)	98.86 (98.90)	1.14 (1.10)

上段：令和4年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和3年度の適用数値

6. 事業系比率（F）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて事業系比率を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同比率と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章3. (2)②参照）

< 表 5 >

（単位：％）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利 用	製 造 等
	利 用	製 造 等	利 用	製 造 等	利 用	製 造 等		
1. 食料品製造業	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	10 (10)	5 (0)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	5 (5)	15 (15)	0 (5)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	10 (10) ※	0 (0) ※
3. 酒類製造業	25 (25)	10 (10)	35 (20)	15 (5)	30 (30)	10 (10)	15 (15)	0 (0)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	/						/	
5. 医薬品製造業	30 (40)	5 (15)	20 (20)	0 (5)	25 (15)	0 (0)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品調整品製造業	10 (5)	20 (25)	10 (5)	0 (0)	15 (15)	0 (0)		
7. 小売業	/							
8. その他の事業	10 (15)	10 (30)	50 (75)	0 (0)	5 (10)	0 (0)		

※＝清涼飲料製造業

上段：令和4年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和3年度の適用数値

< 表 5 >

(単位：%)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製 造 等	利 用	製 造 等
1. 食料品製造業	10 (15)	15 (15)	15 (15)	10 (10)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	10 (10)	0 (0)	10 (10)	0 (0)
3. 酒類製造業	30 (15)	5 (5)	20 (15)	5 (5)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	10 (10)	5 (0)	10 (10)	0 (0)
5. 医薬品製造業	50 (45)	5 (5)	60 (65)	15 (15)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	0 (5)	5 (0)	5 (5)	5 (0)
7. 小売業	30 (20)	20 (25)	15 (15)	20 (30)
8. その他の事業	15 (20)	20 (25)	35 (40)	30 (35)

包装（各業種共通）	35 (40)		25 (25)	
-----------	------------	--	------------	--

上段：令和4年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和3年度の適用数値

7. 当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量（G）

<算定の考え方>

今年度の容器包装利用・製造等実態調査及び容器包装廃棄物分類調査の結果に基づいて当該業種全体の容器包装廃棄物の排出見込量を算定し、かつ昨年度の調査結果に基づく同排出見込量と平均することで算出。（詳細な算定方法は参考資料第1章 3. (2)①参照）

<表 6 >

（単位：トン）

業種の区分	ガラス製容器						PETボトル	
	無色		茶色		その他		利用	製造等
	利用	製造等	利用	製造等	利用	製造等		
1. 食品製造業	169,681 (185,918)	175,565 (193,116)	8,964 (8,991)	12,080 (11,436)	9,710 (10,008)	11,373 (11,986)	24,590 (23,736)	27,040 (25,819)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	64,057 (65,685)	60,964 (60,856)	139,277 (151,514)	167,213 (169,645)	19,074 (21,600)	23,757 (28,341)	744,339 (679,035) ※	862,508 (760,512) ※
3. 酒類製造業	108,478 (117,914)	124,432 (131,994)	50,694 (54,219)	56,288 (72,014)	98,940 (111,802)	129,023 (143,047)	12,817 (14,215)	14,987 (16,321)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業								
5. 医薬品製造業	6,243 (5,742)	7,451 (7,212)	79,531 (82,221)	93,460 (95,248)	68 (133)	90 (159)		
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧用調整品製造業	4,813 (5,543)	4,397 (4,953)	939 (1,011)	1,158 (1,064)	565 (629)	611 (686)		
7. 小売業								
8. その他の事業	1,668 (1,287)	1,042 (814)	1,721 (931)	2,614 (2,422)	299 (257)	222 (142)		

※＝清涼飲料製造業

上段：令和4年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和3年度の適用数値

< 表 6 >

(単位：トン)

業種の区分	紙製 容器		プラスチック製 容器	
	利 用	製造等	利 用	製造等
1. 食料品製造業	225,525 (218,087)	211,152 (211,691)	585,851 (584,196)	535,673 (537,987)
2. 清涼飲料製造業及び 茶・コーヒー製造業	41,991 (36,918)	52,848 (55,038)	66,650 (64,143)	98,469 (98,662)
3. 酒類製造業	11,817 (11,960)	21,930 (20,455)	1,830 (2,050)	3,720 (3,754)
4. 油脂加工製品・石鹼・ 合成洗剤・界面活性剤・ 塗料製造業	10,228 (9,967)	13,649 (15,259)	60,827 (60,229)	88,911 (80,264)
5. 医薬品製造業	11,060 (12,447)	22,395 (23,017)	16,676 (16,342)	45,523 (48,347)
6. 化粧品・歯磨その他の 化粧品用調整品製造業	12,530 (12,908)	14,015 (15,070)	46,665 (41,955)	77,599 (77,884)
7. 小売業	53,674 (78,226)	74,614 (68,425)	132,542 (172,646)	178,605 (163,933)
8. その他の事業	187,273 (175,591)	182,787 (174,636)	136,375 (112,052)	164,390 (157,794)

包装（各業種共通）	94,679 (86,374)		133,400 (119,562)	
-----------	--------------------	--	----------------------	--

上段：令和4年度の適用数値案

下段：（ ）内は令和3年度の適用数値

# 令和3年度 第2回紙容器事業委員会 次 第

令和3年10月20日(水) 10時30分～  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 1. 開 会 2. 挨 拶 3. 議 事

- (1) 令和4年度再商品化実施委託単価(案)について  
資料1-① 概要版(当日説明用資料)  
資料1-② 全文(説明は省略)
- (2) 令和3年度抛出委託単価(案)について  
資料2-① 概要版(当日説明用資料)  
資料2-② 全文(説明は省略)
- (3) 令和4年度事業計画(案)について  
資料3-① 概要版(当日説明用資料)  
資料3-② 全文(説明は省略)
- (4) 令和4年度紙容器事業部収支予算書(案)について  
資料4 令和4年度紙容器事業部収支予算書(案)について  
(当日説明用資料)
- (5) 令和3年度紙容器事業部上期活動報告  
資料5-① 概要版(当日説明用資料)  
資料5-② 全文(説明は省略)  
資料5-別紙①、別紙② (説明は省略)
- (6) その他:定款変更案等について

### <その他の添付資料>

- 再商品化受託状況等(平成27年度～令和3年度) (参考資料1)
- 令和4年度再商品化の実施に向けたスケジュール (参考資料2)
- 令和3年度第1回紙容器事業委員会議事録 (参考資料3)

## 令和 4 年度再商品化実施委託単価（案）について

令和 3 年 10 月 20 日

紙容器事業部

## 1. 紙製容器包装を取り巻く環境

- (1) 新型コロナウイルス感染症で、昨年来緊急事態宣言が全国各地で断続的に発出され、生活様式も大きく影響を受けて来たが、家庭から排出される紙製容器包装については、量的に大きな変化は見られない。
- (2) 世界規模でのコロナ感染症で、社会・経済活動が大きく影響を受け、世界的に古紙不足の状況となっている。特に中国における古紙不足は深刻で、日本から輸出される古紙ならびに段原紙価格が高騰し、国内で利用される古紙との価格バランスが崩れる懸念から、製紙メーカーにおいて輸出量を調整する状況となっている。
- (3) 国内古紙市場においても社会・経済活動の影響を受け、需給がタイトな状況となっている。しかしながら、コロナワクチン接種率の伸長、医療体制の整備・拡充などコロナ感染症対策の進展により、令和 4 年度に向け社会・経済活動が徐々に活性化して行くことが予想され、それに伴って国内古紙にも量的な変化が出て来ることが予想される。
- (4) 一方で、プラスチック循環戦略として、プラスチック容器包装とプラスチック製品の一括回収方式が令和 4 年度からスタートする運びとなっている。そのような動きと相俟って、自治体においては紙製容器包装の新たな回収方法を模索する動きが見られ、今後の動向に注目する必要がある。

## 2. 再商品化実施委託単価(消費税抜き)算出方法

再商品化実施委託単価は、次の式で算出する。

$$\text{実施委託単価} = \frac{\text{※市町村からの引き取り見込量 (A)} \times \text{※再商品化事業者見込委託単価 (B)} + \text{協会経費 (C)}}{\text{特定事業者と市町村からの再商品化委託申込見込量 (D+E)}}$$

(※市町村からの引き取り見込量および再商品化事業者見込委託単価は逆有償見込分で計算する。)

## 3. 再商品化実施委託単価の算出根拠

## (1) 令和 4 年度市町村からの引き取り見込量

本年 6 月から 7 月にかけて実施した令和 4 年度の市町村引き渡し量調査結果は、20,524 t となった。本年 4 - 8 月の引取り実績（進捗達成率：91.2%、前年同期比：96.0%）、ならびに新型コロナウイルス感染症の今後の動向などを勘案し、令和 4 年度の引き取り見込量は **21,000 t** とする。

## (2) 逆有償での落札が予測される市町村引き取り見込量

令和 3 年度の入札において、落札量における逆有償の比率は 31%であり、2 年連続で 30%を超える水準となった。また、今後のコロナ感染症の動向、社会・経済活動の動向、ならびに、上昇している物流費等の経費見直しによる取引の絞り込み等々を踏まえ、令和 4 年度入札における逆有償比率を 40%と見込む。

逆有償での落札が予測される市町村引き取り見込量 = **21,000 t × 40% = 8,400 t (A)**

## (3) 再商品化事業者見込委託単価（逆有償分）

令和 3 年度の入札において、逆有償分の委託単価は 9,543 円（令和 2 年度：8,958 円）であ

った。また、上記引き取り見込み量と同様の状況から、令和4年度再商品化事業者委託見込単価については、11,000円/t(消費税抜き)(B)と見込む。

(4) 協会経費

令和4年度予算における紙容器事業部負担分より、316,953千円(消費税抜き)(C)と見込む。この経費予算は、令和3年度の経費予算である345,121千円(消費税抜き)と比較し、約2,800万円の減額予算である。

(5) 特定事業者等からの再商品化委託申込見込量

①特定事業者からの再商品化委託申込見込量は、再商品化義務総量の30,690t(D)とする。

②市町村からの委託申込見込量の算出は、以下の量・比率に基づき算出する。

・引き取り見込量 21,000 t

・市町村負担率(小規模事業者分)1%、委託申込見込量・21,000t×0.01=210t(E)

特定事業者等からの再商品化委託申込見込量は、以下の通りとなる。

$$\underline{(D) + (E) = 30,690 t + 21,000 t \times 0.01 = 30,900 t}$$

4. 再商品化実施委託単価(案)

以上の算出根拠に基づき、再商品化実施委託単価の計算式にて算出すると

$$\text{委託単価} = (A \times B + C) / (D + E)$$

$$= \underline{(8,400 t \times 11,000 \text{円/t} + 316,953 \text{千円}) \div 30,900 t = 13,248 \text{円/t} \approx 14,000 \text{円/t}}$$

以上により、令和4年度再商品化実施委託単価(案)は14,000円/t(消費税抜き)としたい。

$$\text{予算総額} = A \times B + C$$

$$= 92,400 \text{千円} (8,400 t \times 11,000 \text{円/t}) + 316,953 \text{千円} = \underline{409,353 \text{千円(前年度比 89.9\%)}}$$

【まとめ】

単価・金額は消費税抜き

	令和2年度 計画	令和3年度 計画	令和4年度 計画	前年度比 (%)
1. 再商品化実施委託単価 (A×B+C/D+E)	13,000円	16,000円	<b>14,000円</b>	87.5%
2. 市町村からの引き取り見込量	21,000ト	22,000ト	<b>21000ト</b>	95.5%
3. うち逆有償での引き取り見込量 (A)	8,400ト	11,000ト	<b>8,400ト</b>	76.4%
4. 再商品化事業者見込委託単価 (B)	9,000円/ト	10,000円/ト	<b>11,000円/ト</b>	110.0%
5. 協会経費 (C)	346,382千円	345,121千円	<b>316,953千円</b>	91.8%
6. 予算総額 (A×B+C)	421,982千円	455,121千円	<b>409,353千円</b>	89.9%
7. 特定事業者からの委託見込量 (D)	32,670ト	29,700ト	<b>30,690ト</b>	103.3%
8. 市町村からの委託見込量 (E)	210ト	220ト	<b>210ト</b>	95.5%
9. 委託量合計 (D+E)	32,880ト	29,920ト	<b>30,900ト</b>	103.3%

【注：参考数値】

	令和2年度 計画	令和3年度 計画	令和4年度 計画	前年度比 (%)
1. 再商品化見込量	205,000 ト	205,000 ト	<b>205,000 ト</b>	100.0%
2. 分別収集見込量	99,000 ト	100,000 ト	<b>101,000 ト</b>	101.0%
3. 分別収集見込み量－市町村独自処理量 (イ)	33,000 ト	30,000 ト	<b>31,000 ト</b>	103.3%
4. 特定事業者責任比率 (ロ)	99%	99%	<b>99%</b>	100.0%
5. 特定事業者義務総量 (イ)×(ロ)	32,670 ト	29,700 ト	<b>30,690 ト</b>	103.3%

【補足】

令和4年度の市町村引き取り見込量 21,000 t のうち、有償落札が予測される市町村からの引取量は、12,600 t と見込む。(全引き取り見込量 21,000 t ×有償落札が見込まれる比率 60%)

一方、令和4年度の有償落札平均単価については、令和3年度の有償平均落札単価が、-4,246 円/t(消費税抜き)であり、今後のコロナ感染症の動向や物流費の高騰などを勘案し、-4,000 円/t(消費税抜き)と見込む。

以上から、有償落札した再生処理事業者からの再商品化委託収入は 50,400 千円(消費税抜き)と見込む。

有償落札に伴う再商品化委託収入 50,400 千円＝有償落札見込委託単価※4,000 円/t×12,600t  
(※支出ではなく収入のため正数で計算)

以上

令和3年度紙製容器包装抛出委託単価（案）について

令和3年10月20日  
紙容器事業部

1. 抛出委託単価算出方法

令和3年度の「抛出委託単価(消費税抜き)」は、「令和3年度分として見込まれる再商品化合理化抛出金」を「令和3年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量」で除して算出する。

$$\text{抛出委託単価} = \frac{\text{令和3年度分として見込まれる再商品化合理化抛出金}}{\text{令和3年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量}}$$

2. 抛出委託単価算出根拠

上記計算式の分子である令和3年度分として見込まれる再商品化合理化抛出金は、以下の計算で求めることができる。

$$\text{再商品化合理化抛出金} = (\text{想定額} - \text{「現に要した費用」の見込金額}) \times 1/2$$

更に、想定額、「現に要した費用」の見込金額は、それぞれ以下の金額で算出される。

(1) 想定額 = 想定単価 × 想定量

① 想定単価は、3年間（平成29年度～令和元年度）の再商品化実績単価の平均値で、以下の通りである。

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	想定単価 (3年間平均)
実績単価	824円	851円	963円	<b>879円</b>

② 想定量は、各市町村から当協会への令和3年度引渡し見込み量（特定事業者負担分の量）である**21,073 t**。

③ 以上から、想定額は、879円 × 21,073 t = **18,523千円(消費税抜き)**となる。

(2) 「現に要した費用」の見込金額

当協会が当該年度に市町村から引き取ったもの(特定事業者負担分)の再商品化に要する費用(再商品化事業者への支払い実績額)の見込金額である。

令和3年度の4月から8月までの5ヶ月間に要した特定事業者負担分の再商品化費用は、**21,465千円**であり、令和3年度1年間の再商品化に要する費用を**51,516千円(消費税抜き)**と見込む。

(上記根拠)

「現に要した費用」の見込金額51,516千円 = 4月～8月の特定事業者負担費用21,465千円 × 12/5ヶ月

(3) 令和3年度分として見込まれる再商品化合理化拠出金

以上の(1)、(2)から、再商品化合理化拠出金は、以下の金額となる。

$$(\text{想定額}18,523\text{千円} - \text{「現に要した費用」の見込金額}51,516\text{千円}) \times 1/2 = \underline{\underline{-16,497\text{千円}}}$$

(4) 令和3年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量

総量は、33,280 t (令和3年8月末時点の特定事業者再商品化委託申込み総量)と見込む。

### 3. 拠出委託単価 (案) (消費税抜き)

以上から、令和3年度の拠出委託単価 (円/t) は、以下のとおり算出される。

$$\begin{aligned} \text{拠出委託単価} &= \frac{\text{令和3年度分として見込まれる再商品化合理化拠出金}}{\text{平成3年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量}} \\ &= \frac{-16,497,000\text{円}}{33,280\text{ t}} = -496\text{円/t} \Rightarrow 0 \end{aligned}$$

### [まとめ]

<令和3年度紙製容器包装拠出委託単価の算出根拠>

① 想定額 (円)	② 「現に要した費用」の見込金額 (円)	③ 令和3年度分として見込まれる再商品化合理化拠出金 (円) (① - ②) × 1/2	④ 令和3年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量 (t)	⑤ 拠出委託単価 (円/t) $\frac{\text{③}}{\text{④}}$
18,523,000 (17,936,000)	51,516,000 (55,330,000)	-16,497,000 (-18,697,000)	33,280 (35,000)	0 (0)

注1) ④令和3年度分として見込まれる特定事業者からの再商品化委託申込みの総量は、令和3年8月末時点の申込量(100 t 未満の端数切り捨て)。

注2) ⑤拠出委託単価は端数調整。

注3) ( ) 内は、令和2年度拠出委託単価の算定根拠。

～容リ制度一大改革に向けた対応と着実な再商品化事業の遂行～

協会が直面する主要課題

プラスチック資源循環施策への対応＝プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収・再商品化、中間処理工程の合理化等の実現に向けた具体的スキームの構築  
パンデミック等社会経済環境の変動が及ぼす影響への対応＝再商品化製品の需要の縮小、再商品化落ち単価の上昇、再商品化事業者の業況変動等への対応  
再商品化の着実な実施と持続可能性の確保＝再商品化事業者数の減少、再商品化能力の制約等への対応

主要課題への対応

・令和5年度運用開始に向けた容リルートでの新たな運用設計、諸規程等の整備、コンピューターシステムの改修、制度運用に係る周知・広報  
・容リを取り巻く環境を踏まえた幅広い情報の迅速な収集・把握と再商品化事業への反映  
・諸手続きの合理化、再商品化製品の販路拡大に向けた情報発信、国等への働きかけ

1. 容リ法に基づく再商品化の着実な実施

(1) 再商品化に係る委託料金と特定分別基準適合物の市町村別の量

下記委託単価による再商品化業務の着実な遂行

素材	再商品化委託単価 (円/トン) ※消費税は含まず	
	令和4年度再商品化実施委託単価	令和3年度拠出委託単価
ガラスびん	無色	
	茶色	
	その他色	
PETボトル		
紙製容器包装		
プラスチック製容器包装		

(2) 市町村への資金拠出

2. 再商品化事業の持続可能性確保に向けた取り組みの推進

(1) 再商品化事業におけるコストの適正化に向けた取り組み

- ◆社会全体のコストの低減・適正化に向けた取り組みの継続
- ◆プラスチック資源循環の新スキームを踏まえた再商品化の確保と入札制度に係る検討の継続

(2) 再商品化能力・事業者の確保・拡充に向けた取り組み

- ◆再商品化製品利用製品に関する情報収集・提供と再商品化製品の販路拡大支援に係る国等への働きかけ
- ◆諸手続の合理化・簡素化の一層の促進等による再商品化事業者の負担軽減

(3) 再商品化事業に関する情報収集・把握の強化

- ◆再商品化製品利用製品や原材料品等の市場動向、新たな再商品化製品等の開発情報などの情報の収集・把握
- ◆アンケート調査、個別ヒアリング等による再商品化事業者の実態把握の強化

(4) 分別基準適合物の品質向上に向けた調査と改善アプローチ

- ◆ベール品質調査の実施と品質改善への適切な助言、提案
- ◆素材別単独収集の促進、引き取り品質ガイドラインの周知徹底
- ◆危険物混入防止に向けた市町村及び消費者への周知・啓発の継続

(5) 現地検査等による再商品化業務の管理と更なる運用の改善

- ◆定期報告に基づく業務確認及び現地検査による適切な業務管理の継続、強化
- ◆再商品化現場における安全衛生面での注意喚起と管理強化に関する働きかけ

3. プラスチック資源循環に係る新たなスキームの構築とその運用に向けた準備

- ◆プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収・再商品化及び国が認定する再商品化計画に基づく再商品化を実現する仕組みの構築  
令和5年度以降の運用開始に向けた具体的業務は以下のとおり。
  - 再商品化事業者の登録・入札・決定・契約
  - 市町村の引渡し申込・契約
  - 運用・手続き等に関する諸規程、ガイドライン、マニュアル、書式等の策定、整備
  - コンピューターシステムの改修
  - 事務局体制の整備
  - 説明会等の開催、ホームページ等を活用した制度、運用の周知、広報 など

4. 不正行為等の防止と再商品化義務履行の促進

(1) 不正・不適正行為の防止及び危機管理体制の強化

- ◆諸規程に基づく不正行為等防止策の機動的な発動
- ◆月次報告等による再商品化事業者の業務状況の把握とコンプライアンス順守の働きかけ

(2) 再商品化義務の不履行特定事業者へのアプローチの強化

- ◆国の指導強化に向けた働きかけや関連業界団体を通じた企業への周知・啓発活動の強化
- ◆大口不履行特定事業者への支払い催告等の実施
- ◆商工会議所、商工会等との連携による説明会、個別相談会の実施

5. リチウムイオン電池等危険物混入トラブル防止への取り組み

- ◆小型家電製品の製造事業者・小売事業者へのリチウムイオン電池内蔵に関する表示の徹底と廃棄方法の整備・周知等の要請
- ◆国や地方自治体との連携による効果的・先進的取組事例の周知・横展開
- ◆再商品化事業者の火災検知・消火設備への支援措置に関する国への要望

6. 容器包装リサイクルに係る普及啓発活動の展開と情報発信の強化

- (1) ホームページや機関紙等を通じた分かりやすい情報発信とコールセンターにおける問合せ対応力の強化
- (2) メディアやイベント等を活用した広報活動の積極展開
- (3) 各種説明会等による普及・啓発
- (4) 各種関連事業への後援・協賛等

7. 関係主体間の連携の強化

(1) 国内関係機関との連携強化

- ◆情報連絡会議の定期開催、主務省庁やリサイクル関係団体等との情報共有等連携の強化

(2) 海外関係機関との交流促進

- ◆欧州への調査団派遣による海外リサイクル情報の収集・発信、ネットワークの構築・強化
- ◆日本の容器包装リサイクル制度についての周知・広報

8. 事務局における計画的、継続的な人材育成とICT活用の促進

- (1) 事務局における人材の育成と能力の向上
- (2) 特定事業者等からの意見・提案への積極対応
- (3) ICT活用による業務の生産性向上

9. 公益財団法人としてのガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底

- (1) ガバナンスの向上
- (2) コンプライアンスの徹底

令和4年度紙容器事業部収支予算書(正味財産増減計算ベース)(案)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	0	国債運用なし
基本財産受取利息	0	0	0	
② 事業収益	492,238	514,145	△ 21,907	
再商品化受託料収益 (特定事業者・実施委託料)	433,564	486,073	△ 52,509	
再商品化受託料収益 (特定事業者・抛却委託料)	0	0	0	
再商品化受託料収益 (市町村)	3,234	3,872	△ 638	
再商品化委託収益 (有償入札分)	55,440	24,200	31,240	・市町村からの引取見込量(有償分) 12,600t (前年度 11,000t) ・落札単価(税抜) -4,000円/t (前年度 -2,000円/t)
経常収益計	492,238	514,145	△ 21,907	
(2) 経常費用				
① 事業費				
再商品化委託事業 (主な内訳)	417,528	438,041	△ 20,513	
再商品化委託料	101,640	121,000	△ 19,360	・市町村からの引取見込量(逆有償分) 8,400t (前年度 11,000t) ・落札単価(税抜) 11,000円/t (10,000円/t)
人件費(通勤手当含む)	32,553	32,918	△ 365	
設備等調査費	24,200	25,300	△ 1,100	
旅費交通費	4,400	4,400	0	
コンピュータ処理料	112,956	117,727	△ 4,771	
再商品化業務システム改善費	3,300	23,100	△ 19,800	
商工会議所等委託費・研修費	40,425	42,542	△ 2,117	
申込書等印刷費・通信費	13,640	16,843	△ 3,203	
賃借料	13,167	13,167	0	
租税公課	11,700	9,820	1,880	
市町村抛却支出(合理化抛却金)	0	0	0	
市町村抛却支出(有償入札抛却金)	50,400	22,000	28,400	
普及及び啓発	7,073	7,348	△ 275	
業務内容に関する説明会等の開催	6,468	6,523	△ 55	会議費 2,970 旅費交通費 935 官報・広告掲載 1,870
パンフレット等の作成及び配布	605	825	△ 220	
情報の収集及び提供	9,570	9,075	495	
会報の発行等	9,570	9,075	495	会報発行(4回) 5,775 HP運用 2,530 環境イベント等 1,100
交流及び協力	495	275	220	
国内外関係機関との交流及び協力	495	275	220	
事業費計	434,666	454,739	△ 20,073	

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増減	備 考
②管理費				
役員報酬	7,987	7,987	0	通勤手当含む
給与手当	18,985	20,745	△ 1,760	通勤手当含む
福利厚生費	8,250	8,455	△ 205	法定福利費他
退職給付費用	4,566	4,449	117	
旅費交通費	77	88	△ 11	
会議費	412	302	110	理事会・評議員会開催費
什器備品費	121	121	0	
減価償却費	125	125	0	
消耗品費	330	330	0	
修繕費	110	110	0	
印刷製本費	990	1,100	△ 110	
通信運搬費	605	605	0	
租税公課	40	50	△ 10	
光熱水費	330	358	△ 28	
賃借料	7,843	7,953	△ 110	
渉外費	121	121	0	
諸謝金	2,530	2,530	0	弁護士・公認会計士等への謝金
保険料	300	325	△ 25	役員賠償責任保険等
会費	275	165	110	研修費含む
図書購入費	495	407	88	
倉庫保管料	990	990	0	
その他雑費等	2,090	2,090	0	室内清掃、銀行振込関連手数料等
管理費計	57,572	59,406	△ 1,834	
經常費用計	492,238	514,145	△ 21,907	
当期經常増減額	0	0	0	
2. 經常外増減の部				
(1) 經常外収益				
經常外収益計	0	0	0	
(2) 經常外費用				
經常外費用計	0	0	0	
当期經常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般	0	0	0	
正味財産増減額				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	0	0	0	
一般正味財産期末残高	0	0	0	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	0	0	0	

協会経費 340,198 (前年度 371,145)

# 令和3年度 第2回総務企画委員会 次 第

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

日 時：令和3年10月22日（金）  
13：30～15：00

場 所：WEB会議（オンライン）  
または協会大会議室

## 1. 開 会

## 2. 挨拶

## 3. 議 事

### <審議事項>

#### (1) 定款の変更（案）について

資料1 全文（当日説明用資料／WEB会議参加者には事前メール済み）

#### (2) 再商品化業務規程の変更（案）について

資料2 全文（当日説明用資料／WEB会議参加者には事前メール済み）

#### (3) 公益認定変更手続きについて

資料3 全文（当日説明用資料／WEB会議参加者には事前メール済み）

#### (4) 令和4年度再商品化実施委託単価（案）及び令和3年度抛出委託単価（案）について

資料4 全文（当日説明用資料／WEB会議参加者には事前メール済み）

資料5 全文（当日説明用資料／WEB会議参加者には事前メール済み）

#### (5) 令和4年度事業計画（案）について

資料6-① 概要版（当日説明用資料／WEB会議参加者には事前メール済み）

資料6-② 全文（説明は省略／WEB会議参加者には事前メール済み）

#### (6) 令和4年度収支予算（案）について

資料7 全文（当日説明用資料／WEB会議参加者には事前メール済み）

#### (7) その他

※審議事項(1)～(6)については理事会上程事項

## <報告事項>

(1) 令和3年度協会上期事業活動報告（PETボトル下期落札結果含む）について  
資料8 全文（当日説明用資料／WEB会議参加者には事前メール済み）

(2) 第2回臨時理事会、第1回臨時評議員会、第2回定時理事会及び第2回臨時評議員会  
の開催について

資料9 全文（当日説明用資料／WEB会議参加者には事前メール済み）

(3) その他

### [その他の配布資料]

- ・再商品化受託状況等 (参考資料1)
- ・令和4年度再商品化の実施に向けたスケジュール (参考資料2)
- ・令和3年度第1回総務企画委員会議事録 (参考資料3)
- ・年次レポート2021（令和2年度実績報告）

令和 3 年 10 月 22 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 令和 4 年度再商品化実施委託単価（案）について

令和 4 年度再商品化委託申込み時に必要な、再商品化義務量算定のための「算定係数」に関わる「量・比率」については、パブリックコメント終了後に確定するため「暫定値」として「量・比率」（案）を使用しています。

### ●「再商品化実施委託単価」算出の計算式

$$\text{再商品化実施委託単価⑥} = \frac{\text{①市町村からの引取り見込量} \times \text{②再商品化事業者見込委託単価} + \text{③協会経費} = \text{④}}{\text{⑤特定事業者等からの再商品化委託申込見込量}}$$

<令和 4 年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村からの引取り見込量 (トン)	②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) ≐ (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン)	⑥令和 4 年度再商品化実施委託単価 ≐ ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	103,800	7,100	81,029	818,009	160,900	5,100
	茶色	105,600	7,700	81,029	894,149	125,400	7,200
	その他色	141,000	16,900	81,029	2,463,929	104,400	23,600
PET ボトル		17,000	50,000	1,022,518	* 1,020,518	202,000	5,000
紙製容器包装		8,400	11,000	316,953	409,353	30,900	14,000
プラスチック製容器包装		700,800	57,000	866,000	40,811,000	780,400	53,000

注 1) 上表の①引取り見込量及び②再商品化事業者見込委託単価は、協会が再商品化事業者へ委託料を支払う逆有償分が対象です。協会は有償分を含めて再商品化を実施し、別に有償分に係る収入が見込まれますが、当該収入は市町村に拠出されます。(PET ボトル・紙製容器包装は、逆有償分のみ計上)

注 2) 端数調整のため、(①×②) + ③が④と等しくならない、また、④÷⑤が⑥と等しくならない場合があります。

\* PET ボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 850,000 (千円)、協会経費 1,022,518 (千円) 合算の 1,872,518 千円となりますが、令和 3 年度有償収入に関わる消費税相当額 852,000 (千円) を充当するため実質的な負担費用は、1,020,518 千円となります。

(参考1) 令和3年度再商品化実施委託単価について

<令和3年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村からの引取り見込量 (トン)	②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) ≡ (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン)	⑥令和3年度再商品化実施委託単価 ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	103,300	6,100	87,277	717,407	158,800	4,600
	茶色	105,000	6,800	87,277	801,277	126,000	6,400
	その他色	136,500	12,900	87,277	1,848,127	105,700	17,500
PETボトル		17,000	51,000	930,909	*992,309	220,000	4,500
紙製容器包装		11,000	10,000	345,121	455,121	29,920	16,000
プラスチック製容器包装		669,994	56,000	820,000	38,339,000	760,800	51,000

注1) 及び 注2) については上記と同様。

\* PETボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 867,000 (千円)、協会経費 930,909 (千円) 合算の 1,797,909 千円となりますが、令和3年度有償収入に関わる消費税相当額 805,600 (千円) を充当するため実質的な負担費用は、992,309 千円となります。

(参考2) 令和2年度再商品化実施委託単価について

<令和2年度再商品化実施委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜)

		①市町村からの引取り見込量 (トン)	②再商品化事業者見込委託単価 (円/トン)	③協会経費 (千円)	④再商品化総費用 (千円) ≡ (①×②) + ③	⑤特定事業者等からの再商品化実施委託申込見込量 (トン)	⑥令和2年度再商品化実施委託単価 ④÷⑤ (円/トン)
ガラスびん	無色	106,000	5,400	82,992	655,392	154,900	4,300
	茶色	107,000	6,100	82,992	735,692	124,500	5,900
	その他色	132,000	10,100	82,992	1,416,192	103,500	13,700
PETボトル		9,300	53,000	1,158,849	*820,949	257,000	3,200
紙製容器包装		8,400	9,000	346,382	421,982	32,880	13,000
プラスチック製容器包装		663,654	53,000	738,000	35,912,000	741,000	49,000

注1) 及び 注2) については上記と同様。

\* PETボトルについて特定事業者が負担する費用は、再商品化委託費用 492,900 (千円)、協会経費 1,158,849 (千円) 合算の 1,651,749 千円となりますが、令和2年度有償収入に関わる消費税相当額 830,800 (千円) を充当するため実質的な負担費用は、820,949 千円となります。

令和 3 年 10 月 22 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 令和 3 年度抛出委託単価（案）について

### ●「抛出委託単価」算出の計算式

$$\text{抛出委託単価} \textcircled{5} = \frac{(\textcircled{1} \text{ 想定額} - \textcircled{2} \text{ 「現に要した費用」の見込金額}) \times 1/2}{\textcircled{4} \text{ 特定事業者からの再商品化委託申込量の総量}}$$

**市町村への合理化抛出金は、想定額よりも「現に要した費用」が下回ってはじめて抛出されます。**

<令和 3 年度抛出委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜き)

		①想定額※ (円)	②「現に要した費用」 の見込額 (円)	③ = (① - ②) 差額の見込額 ×1/2 (円)	④再商品化 委託申込 見込量 (トン)	⑤ 令和 3 年度 抛 出 委託単価 (円/トン)
ガラスびん	無色	509,379,435	586,773,000	-38,696,000	148,800	0
	茶色	527,484,136	616,194,000	-44,354,000	108,400	0
	その他	1,184,430,517	1,843,347,000	-329,458,000	86,400	0
P E T ボトル		417,352,294	1,355,416,536	-469,032,000	207,528	0
紙製容器包装		18,523,155	51,516,000	-16,496,000	33,280	0
プラスチック製容器包装		33,320,584,612	38,408,823,000	-2,544,119,000	796,400	0

\* \* 想定額と「現に要した費用」の見込額の差額、再商品化委託申込見込量、抛出委託単価は端数調整しています。

### ※令和 3 年度想定額の求め方（「想定単価」×「想定量」）

		想定単価 (円/トン)	想定量 <sup>注)</sup> (トン)	想定額 (円)
ガラスびん	無色	5,009	101,692.840	509,379,435
	茶色	5,657	93,244.500	527,484,136
	その他	9,102	130,128.600	1,184,430,517
P E T ボトル		1,833	227,688.104	417,352,294
紙製容器包装		879	21,072.987	18,523,155
プラスチック製 容器包装	材料リサイクル(トレイ)	48,727	355.958	33,320,584,612
	材料リサイクル(トレイ以外)	54,806	359,647.081	
	高炉還元剤化	41,030	37,272.320	
	コークス炉化学原料化	45,509	229,520.157	
	ガス化	36,697	44,088.231	

注) 想定量は特定事業者負担分のみ。

(参考1) 令和2年度抛出委託単価について

<令和2年度抛出委託単価の算出根拠> (単価・金額共 消費税抜き)

		①想定額 (円)	②「現に要した費用」 の見込額 (円)	③ = (① - ②) 差額の見込額 ×1/2 (円)	④再商品 化委託申 込見込量 (トン)	⑤令和2 年度抛 出委託 単価 (円/トン)
ガラスびん	無色	499,191,179	531,780,000	-16,294,000	144,700	0
	茶色	513,134,703	541,890,000	-14,377,000	109,200	0
	その他	1,102,225,804	1,402,370,000	-150,072,000	85,000	0
PETボトル		400,940,014	1,301,572,549	-450,316,000	259,154	0
紙製容器包装		17,936,480	55,330,000	-18,697,000	35,000	0
プラスチック製容器包装		32,624,062,098	36,400,544,000	-1,888,240,000	829,800	0

\* \* 想定額と「現に要した費用」の見込額の差額、再商品化委託申込見込量、抛出委託単価は端数調整しています。

(参考2) 令和2年度合理化抛出金実績 (令和3年9月支払い分)

	想定単価 (円/トン)	想定量 (トン)	①想定額 (円)	②現に要した費用 (円)	③差額 (円) (① - ②)	合理化 抛出金 (円) ③ ÷ 2
ガラスびん (無色)	5,009	99,658.850	499,191,179	527,262,237	-28,071,058	0
ガラスびん (茶色)	5,657	90,707.920	513,134,703	542,356,977	-29,222,274	0
ガラスびん (その他の色)	9,102	121,097.100	1,102,225,804	1,453,377,108	-351,151,304	0
PETボトル	1,883	218,734.323	400,940,014	1,473,778,468	-1,072,838,454	0
紙製容器包装	879	20,405.552	17,936,480	55,398,113	-37,461,633	0
材料リサイクル (トレイ)	48,727	366.980	17,881,834	21,922,663		
材料リサイクル (トレイ以外)	54,806	355,296.753	19,472,393,844	21,462,469,143		
ガス化	36,697	58,167.468	2,134,571,573	2,241,593,253		
高炉還元剤化	41,030	36,192.770	1,484,989,353	1,275,899,671		
コークス炉 化学原料化	45,509	209,062.504	9,514,225,494	10,732,637,768		
プラスチック製 容器包装 計	-	659,086.475	32,624,062,098	35,734,522,498	-3,110,460,400	0
合計	-	-	-	-	-	0

以上

令和4年度収支予算書(正味財産増減計算ベース)(案)

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
① 基本財産運用益	0	0	0	
基本財産受取利息	0	0	0	国債運用なし
② 事業収益	60,451,627	56,326,893	4,124,734	
再商品化受託料収益	50,332,452	46,892,138	3,440,314	実施委託料内訳
(特定事業者・実施委託料)				①ガラスびん 4,229,648
				②PETボトル 1,124,745
				③紙容器 433,564
				④プラスチック容器 44,544,495
再商品化受託料収益	0	0	0	0 抛却委託料は全ての素材で発生しない
(特定事業者・抛却委託料)				
再商品化受託料収益	691,735	548,955	142,780	市町村負担分の申込金額
(市町村)				
再商品化委託収益	9,427,440	8,885,800	541,640	有償入札分内訳
(有償入札分)				①PETボトル 9,372,000(213,000t)
				②紙 55,440(12,600t)
				( )内は有償分の市町村からの引取見込量
経常収益計	60,451,627	56,326,893	4,124,734	
(2) 経常費用				
① 事業費				
再商品化委託事業	60,113,083	55,988,215	4,124,868	
(主な内訳)				
ガラスびん再商品化委託料	4,326,300	3,415,478	910,822	350,400t (前年度 344,800t)
PETボトル再商品化委託料	935,000	953,700	△ 18,700	17,000t (前年度 17,000t)
紙再商品化委託料	101,640	121,000	△ 19,360	8,400t (前年度 11,000t)
プラスチック再商品化委託料	43,940,160	41,271,630	2,668,530	700,800t (前年度 669,994t)
				数字は市町村からの引取見込量
				PET、紙は逆有償分の引取見込量
役員報酬	64,562	64,562	0	通勤手当含む
給与手当	140,060	142,720	△ 2,660	通勤手当含む
設備等調査費	523,270	394,350	128,920	
旅費交通費	22,770	23,650	△ 880	
コンピュータ処理料	432,300	429,000	3,300	
再商品化業務システム改善費	13,200	136,400	△ 123,200	
商工会議所等委託費・研修費	115,500	121,550	△ 6,050	
申込書等印刷費・通信費	47,300	52,800	△ 5,500	
賃借料	52,668	52,668	0	
租税公課	721,700	672,220	49,480	
市町村抛却支出(合理化抛却金)	0	0	0	
市町村抛却支出(有償入札抛却金)	8,617,968	8,078,000	539,968	
普及及び啓発	46,992	44,792	2,200	
業務内容に関する説明会等の開催	25,872	26,092	△ 220	会議費 11,880 旅費交通費 3,740
				官報・広告掲載 7,480
パンフレット等の作成及び配布	21,120	18,700	2,420	リチウムイオン電池混入防止対応 17,600
情報の収集及び提供	38,280	36,300	1,980	
会報の発行等	38,280	36,300	1,980	会報発行等(4回) 23,100
				HP運用 10,120 環境イベント等 4,400
交流及び協力	8,360	5,940	2,420	
国内外関係機関との交流及び協力	8,360	5,940	2,420	欧州視察
事業費計	60,206,715	56,075,247	4,131,468	

科 目	当年度	前年度	増減	備 考
②管理費				
役員報酬	33,238	33,238	0	通勤手当含む
給与手当	75,940	82,980	△ 7,040	通勤手当含む
福利厚生費	43,600	43,542	58	法定福利費他
退職給付費用	20,998	20,806	192	
旅費交通費	308	352	△ 44	
会議費	1,648	1,208	440	理事会・評議員会開催費
什器備品費	484	484	0	
減価償却費	500	500	0	
消耗品費	1,320	1,320	0	
修繕費	440	440	0	
印刷製本費	3,960	4,400	△ 440	
通信運搬費	2,420	2,420	0	
租税公課	160	200	△ 40	
光熱水費	1,320	1,432	△ 112	
賃借料	31,372	31,812	△ 440	
渉外費	484	484	0	
諸謝金	10,120	10,120	0	弁護士・公認会計士等への謝金
保険料	1,200	1,300	△ 100	役員賠償責任保険等
会費	1,100	660	440	研修費含む
図書購入費	1,980	1,628	352	
倉庫保管料	3,960	3,960	0	
その他雑費等	8,360	8,360	0	室内清掃、銀行振込関連手数料等
管理費計	244,912	251,646	△ 6,734	
経常費用計	60,451,627	56,326,893	4,124,734	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替前当期一般	0	0	0	
正味財産増減額				
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	62,616	62,639	△ 23	
一般正味財産期末残高	62,616	62,639	△ 23	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	120,285	120,285	0	
指定正味財産期末残高	120,285	120,285	0	
III 正味財産期末残高	182,901	182,924	△ 23	

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案」等に関する意見募集について

〔氏名〕	川村 節也
〔会社名/部署名〕	紙製容器包装リサイクル推進協議会
〔住所〕	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 8階
〔電話番号〕	03-3501-6191
意見の〔電子メールアドレス〕	kawamura@kami-suisinkyoo.org
〔意見①〕	
<p>・意見の該当箇所 全体</p> <p>・意見の要約 容リ制度見直しに係る部分の討議については、産業構造審議会の容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会の容器包装の3Rに関する小委員会においても、より多くの特定事業者が審議に参加できる形とし、経過等についても理解しやすいような運営を要望します。</p> <p>・意見及び理由 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案」等に関する取りまとめにあたり、指定法人ルートである容器包装リサイクル法ルートの活用が述べられています。容器包装リサイクル制度の見直しに係る部分の討議については、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会において丁寧な審議を進めていただいておりますが、産業構造審議会の容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会の容器包装の3Rに関する小委員会においても、より多くの特定事業者が審議に参加できる形とし、経過等についても理解しやすいような運営を要望します。</p>	

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案」等に関する意見  
募集について

[氏名]	川村 節也
[団体名]	紙製容器包装リサイクル推進協議会
[住所]	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 8階
[電話番号]	03-3501-6191
[FAX番号]	03-3501-0203
[電子メールアドレス]	kawamura@kami-suisinkyō.org
[意見②]	<p>・意見の該当箇所 [別紙8]プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針(P1) — プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向の2行目～5行目)</p> <p>・意見の要約 「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」の中の「基本的方向」でプラスチックから「紙」への代替が明確に位置付けられましたので、国においては広報啓発とともに課題解決に向けた適切な支援策や事業者に対するインセンティブの検討を要望します。</p> <p>・意見及び理由 <u>「過剰な使用の抑制等の使用の合理化をした上で、技術水準、安全性、機能的性、経済的な状況等にも配慮しつつ、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生プラスチックや再生可能資源(紙、バイオマスプラスチック等)に適切に切り替え、」</u>と「プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針」の中の「基本的方向」でプラスチックから「紙」への代替について明確に位置付けられました。 プラスチックのリデュースの徹底を図る中で、既存の製品あるいは新製品において、外装・内装の容器包装の環境配慮設計を実施する中で、プラスチックから紙への代替を選択した場合には、プラスチック資源循環戦略におけるリデュース・代替素材への転換として位置付けられるよう、わかりやすく広報啓発していただけることを要望します。 また、その促進には、容器包装の内容物の保護や安全性の確保などといった基本的な役割を前提に、食品ロスの削減や中身製品も含めたライフサイクル全体についてのトータルな環境負荷の抑制に資するものとなるよう経済的・技術的視点も踏まえた十分な検討が必要です。消費者、事業者、自治体・国等、関係各主体の連携による自主的な取り組みが重要であり国においては市場規制的な手法ではなく、適正なリサイクルシステムの構築や高コスト対策など、課題解決に向けた適切な支援策や事業者に対するインセンティブの検討を要望します。</p>

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案」等に関する意見  
募集について

[氏名]	川村 節也
[団体名]	紙製容器包装リサイクル推進協議会
[住所]	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 8階
[電話番号]	03-3501-6191
[FAX番号]	03-3501-0203
[電子メールアドレス]	kawamura@kami-suisinkyō.org
[意見③]	
<p>・意見の該当箇所</p> <p>[別紙9]プラスチック使用製品設計指針(案)</p> <p>1. プラスチック使用製品の設計に当たっての基本的な考え方 (P2の1行目～4行目、20行目～25行目)</p> <p>2. プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項 (2)材料①プラスチック以外の素材への代替(P4の1行目)</p> <p>・意見の要約</p> <p>環境配慮設計を推進することには賛同、国においては市場規制的手法ではなく、自主的な取り組み、指針として目標を策定できるよう要望するとともに、他素材への代替として、「プラスチックから再生可能資源(紙)への適切に切り替え」について、具体的でわかりやすい広報啓発を要望します。</p> <p>・意見及び理由</p> <p>1. <u>「これまで業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が進んできたことを踏まえ、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を促していくこととする。」</u>と基本的な考え方に示されているとおり環境配慮設計を推進することに賛同します。</p> <p><u>プラスチックを使用している製品は多種多様であり、安全性や機能性等その他の用途に応じて求められる性能が異なることに留意することが必要であり、これらと両立しつつ、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、国においては市場規制的手法ではなく、事業者や業界団体が主体となって参画し、自主的な取り組み、指針として目標を策定できるよう要望します。</u></p> <p>2. <u>「プラスチックの使用量を削減するため、プラスチック以外の素材への代替について検討すること。」</u>とありますが、「プラスチックから再生可能資源(紙)への適切に切り替え」について、具体的でわかりやすい広報啓発を要望します。</p>	

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案」等に関する意見  
募集について

[氏名]	川村 節也
[団体名]	紙製容器包装リサイクル推進協議会
[住所]	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 8階
[電話番号]	03-3501-6191
[FAX番号]	03-3501-0203
[電子メールアドレス]	kawamura@kami-suisinkyō.org
[意見④]	<p>・意見の該当箇所 [別紙1]「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示について 市区町村による分別収集・再商品化(プラスチック資源としての一括回収) 容器包装リサイクル法ルートを活用(P19～21)</p> <p>・意見の要約 関係主体の役割分担は容リ法と同様で変更が無いこと、容リ協の活用にあたり変更の必要な範囲がプラスチック容器事業に限定されることを確認するとともに、特定事業者の再商品化費用が増大することの無きよう適正な措置を講じ製品プラの再商品化費用の自治体負担を明確化することを要望します。</p> <p>・意見及び理由 1. プラ資源循環促進法においても、指定法人委託スキーム及び計画認定スキームの双方における容リプラについては、関係主体の役割分担である市民の分別排出、自治体の分別収集と選別・保管、特定事業者の再商品化は容リ法と同様で変更が無いことを確認したい。 2. 指定法人委託スキームにおいては、製品プラについて、あくまでも容リ法の指定法人たる公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下容リ協)の機能を活用するものであることから、容リ協における、容リ制度の枠組み及び他の素材の容器包装に影響を及ぼさないことが重要です。 指定法人委託スキームを運用するには容リ協の定款や規定の変更が必要であり、PET ボトルを除く等を環境省令で明確にさせていただいておりますので、変更の必要な範囲がプラスチック容器事業に限定されることを確認したい。 また、製品プラと容リプラを一括回収することで、分別基準適合物相当にするための選別費用が増大しても、特定事業者の再商品化費用が増大することの無きよう事前に評価の上、適正な措置を講ずること、及び製品プラの再商品化費用の自治体負担を明確化することを要望します。 尚、上記取り組みについて、特定事業者の参画する形で、施行状況の評価・検討及び必要に応じて見直しを要望します。</p>

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案」等に関する意見  
募集について

[氏名]	川村 節也
[団体名]	紙製容器包装リサイクル推進協議会
[住所]	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 新虎ノ門実業会館 8階
[電話番号]	03-3501-6191
[FAX番号]	03-3501-0203
[電子メールアドレス]	kawamura@kami-suisinkyō.org
[意見⑤]	<p>・意見の該当箇所 [別紙1]「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示について 市区町村による分別収集・再商品化(中間処理工程の一体化・合理化) 容器包装リサイクル法ルートを活用(P22～24)</p> <p>・意見の要約 選別一体化においても自治体の分別基準適合物とみなすまでの選別の役割分担について、それに 応じた費用は管理費や異物処理を含め自治体が負うことを明確にするとともに、特定事業者の費用負 担が増加しないこと等を容リ協にて検証する責任と権限を与えることを要望します。</p> <p>・意見及び理由 1. 製品プラと容リプラを分別基準適合物相当とするのは引き続き自治体の役割であり、事業者が実施 する選別一体化においても自治体の分別基準適合物とみなすまでの選別の役割分担について、それ に応じた費用は管理費や異物処理を含め自治体が負うことを確認したい。 2. 中間処理工程の省略がなされる場合において、特定事業者の費用負担が増加しないことを 前提としていただいておりますが、誰が責任を持って検証するのか。容リプラ分は特定事業者が 負担するため、国が検証するのではないのであれば、容リ協にて検証する責任と権限を与えるこ と等を明確にするよう要望します。</p>

電子メール用フォーマット：

**【件名】**

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案」等に関する意見募集について

**【本文】**

■氏名

秋野 卓也

■会社名/部署名

3R推進団体連絡会 幹事長

■住所

■電話番号

03-3662-7591

■電子メールアドレス

t-akino@jazz.odn.ne.jp

■意見案：(別紙1)「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示について

(意見案)

完全施行後21年となる現行の容器包装リサイクル制度は、法に定められた排出者(市民)・行政(市区町村)・事業者の役割分担・費用負担の下で有効に機能している。容器包装リサイクル法(以下「容リ法」という。)の特定事業者は、容器包装3R推進のための自主行動計画を策定・実行し、毎年度フォローアップ報告を行うなど、自らの役割を深化させるべく努力しているところである。

従って、容器包装リサイクル法ルート(以下、「容リルート」)を活用してプラスチック製容器包装とプラスチック製品をまとめた収集(以下、「一括回収」)や、市町村及びリサイクル事業者の連携による選別の中間処理工程の一体化・合理化(以下、「選別の一体化」)のしくみを制度設計するにあたっては、一括回収や選別の一体化に関わる各主体の役割分担や費用負担のあり方を公平かつ透明化するとともに、既に有効に機能している容リ制度の役割分担と費用負担の枠組みを維持し、環境省令でPETボトルを除いていただく等、他の素材の容器包装に影響を及ぼさないことを確認したい。

また、容リルートの活用にあたっては、必要な法令を整備し、準備段階から容リ法の指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の定款や規定の変更をする等、コンプライアンスの遵守、並びに、費用負担の増大を及ぼさないように要望する。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第三条第一項の規定に基づき、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めたので、同条第五項の規定に基づき、公表する。

令和〇年〇月〇日 経済産業省・環境省告示第〇号

## プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっている。これを受けて、政府としても、「循環型社会形成推進基本計画」（平成三十年六月十九日閣議決定）に基づき、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策及び地球温暖化対策等の幅広い課題に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、令和元年五月に「プラスチック資源循環戦略」（令和元年五月三十一日消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）を策定し、3R+Renewableを基本原則とするとともに、①二〇三〇年までにワンウェイプラスチックを累積二十五%排出抑制、②二〇二五年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインにすること、③二〇三〇年までにプラスチック製容器包装の六割をリユース又はリサイクル、④二〇三五年までに使用済プラスチックを100%リユース、リサイクル等により有効利用、⑤二〇三〇年までにプラスチックの再生利用を倍増、⑥二〇三〇年までにバイオマスプラスチックを約二百万トン導入という、野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。

今後、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与するため、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることが必要である。

この基本方針は、このような認識の下に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

### 一 プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向

プラスチック使用製品の設計及び製造、販売及び提供並びに排出、回収及びリサイクルの各段階において、3R+Renewableの原則に則り、回避可能なプラスチックの使用については、**過剰な使用の抑制等の使用の合理化をした上で、技術水準、安全性、機能性、経済的な状況等にも配慮しつつ、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生プラスチックや再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）に適切に切り替え、徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進することが必要である。**

プラスチックに係る資源循環の実現に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等の全ての関係主体が参画し、相互に連携しながら、効率的で持続可能な資源循環を可能とする環境整備を進めることで、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する施策を一体的に行い、相乗効果を高めていくことが重要である。そのため、下記の役割分担の下で各関係主体が積極的に取り組むものとする。

事業者は、①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること、②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行うこと、④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を実施することに努めるものとする。

消費者は、①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、②プラスチック使用製品廃棄物を市町村及び事業者双方の回収ルートに適した分別をして排出すること、③認定プラスチック使用製品を使用することに努めるものとする。

国は、プラスチックに係る資源循環の促進等のために必要な資金の確保、情報の収集、整理及び活用、研究開発の推進及びその成果の普及、教育活動、広報活動等を通じた国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講じるよう努めるものとする。

市町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じるものとする。

都道府県は、市町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助を与え、国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

このように資源循環の高度化に向けた環境整備を進めることで、二〇五〇年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を実現するとともに、二〇五〇年カーボンニュートラルを実現するために必要不可欠な循環経済への移行を戦略的に進める。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等を通じて、国内のプラスチックを巡る資源及び環境の課題を解決するとともに、我が国の有する資源循環に関する優れた技術や環境基盤を国際展開し、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の同時解決に貢献するとともに、国内での資源循環を促進することが重要である。併せて、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長や雇用の創出などを図ることで、新たな成長の源泉としていくことを目指す。

「プラスチック資源循環戦略」で掲げた野心的なマイルストーンの達成を目指し、法に基づく各関係主体は自らの取組及びその効果を適切に把握、情報を公開し、国は、当該取組を把握するとともに、全体としての進捗状況を可能な限り定量的に検証していく。

以上の基本的方向を踏まえ、一から八までのとおり定める。

## 二 プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類によるプラスチックに係る資源循環の促進等のための方策に関する事項

プラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためには、プラスチック使用製品製造事業者等が行うプラスチック使用製品の設計の段階（試作・製造の前段階を含む。）において、3R+Renewableの取組が不可欠である。具体的には、プラスチックの使用量の削減、部品の再使

用、再生利用を容易にするためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類、工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等の取組を促進することが重要である。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施のため、プラスチック使用製品製造事業者等は、材料・部品等の供給者及び再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国、地方公共団体等に対して、プラスチック使用製品の構造・部品の取り外し方法、プラスチックの種類その他の情報を提供することやそれぞれの立場で相互に連携協力を図ることも重要である。

## 1 プラスチック使用製品製造事業者等の取組

プラスチック使用製品の設計に当たっては、関係主体と密に連携をとりながら、プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性等その他の用途に応じて求められる性能並びに（１）及び（２）に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価し、事業者自らが合理的にプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組についての優先順位等の決定をした上で取組を実施することとする。その際、（３）から（６）までについて留意することとする。

- （１） 構造（減量化、包装の簡素化、長期使用化・長寿命化、再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用、単一素材化等、分解・分別の容易化、収集・運搬の容易化、破碎・焼却の容易化）
- （２） 材料（プラスチック以外の素材への代替、再生利用が容易な材料の使用、再生プラスチックの利用、バイオプラスチックの利用）
- （３） 製品のライフサイクル評価
- （４） 情報発信及び体制の整備
- （５） 関係者との連携
- （６） 製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守

## 2 国の取組

国は、プラスチック使用製品設計指針を策定するとともに、プラスチック使用製品製造事業者等から設計認定の申請があった場合において、当該申請に係るプラスチック使用製品の設計がプラスチック使用製品設計指針に適合していると認めるときは、設計認定をするものとする。認定プラスチック使用製品の市場への普及促進のためには、認定プラスチック使用製品に係る情報開示が重要であることから、国は、認定プラスチック使用製品の情報の公表等を通じて、需要側への情報発信を行うものとする。

加えて、国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮するものとする。国等が率先して認定プラスチック使用製品の調達に取り組むことにより、需要を喚起する効果が期待される。

また、認定プラスチック使用製品のみならずプラスチック使用製品設計指針に即して設計されたプラスチック使用製品を広く普及拡大するため、プラスチック以外の素材や再生プラスチック、バイオプラスチックの利用実態と今後の見通しを把握し、製品用途別の利用可能性に応じて品質・コスト・安定供給可能性等の導入に際しての課題を解消するとともに、消費者に環境価値を訴求することを通じて、プラスチック以外の素材や再生プラスチック、バイオプラス

チックの供給及び利用の双方を拡大するべく、予算事業等を通じた技術開発及び実用化への支援並びに環境整備に向けた取組への支援並びに普及啓発活動に取り組む。

### 3 地方公共団体の取組

地方公共団体は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、国に準じて、認定プラスチック使用製品の調達を推進するよう、十分に配慮するものとする。

### 4 事業者及び消費者の取組

プラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施する上では、認定プラスチック使用製品の需要の拡大が重要であることに鑑み、事業者が事業活動において使用するプラスチック使用製品については、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めるものとする。消費者は、自らがプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施に重要な役割を担っていることを十分認識し、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めるものとする。

また、国内に流通するプラスチック使用製品の中には、輸入されたプラスチック使用製品が多数存在する。法においては、プラスチック使用製品を利用する事業者及び消費者に対して、①プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化、②使用済プラスチック使用製品等の再資源化等により得られた物又はこれを使用した物を使用するよう努めることを求めている。輸入されるプラスチック使用製品についても、法の趣旨に照らして、国内のプラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するための取組を進めるため、輸入・販売事業者は、プラスチック使用製品設計指針に即して設計されたプラスチック使用製品を輸入・販売することが期待される。

## 三 プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に当たっては、消費者、事業者、国及び地方公共団体が、それぞれの立場で密接な連携協力を図りつつ積極的な取組を果たすことが求められている。

### 1 消費者の取組

消費者は、薄肉化又は軽量化されたプラスチック使用製品を選択すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、可能な限りプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に努めるものとする。

### 2 国の取組

国は、自ら率先してプラスチック使用製品の使用の合理化の取組を行い、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に取り組むこととする。また、プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に必要な方策等に関する調査研究や先進的取組の積極的な評価の実施、消費者に対する普及、啓発その他の施策を講ずることが必要である。

また、特定プラスチック使用製品提供事業者による特定プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の実施状況の把握に努め、その結果に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため必要があると認めるときは、特定プラスチック使用製品提供事業者に対して法に基づく指導、助言等を行うものとする。

### 3 地方公共団体の取組

地方公共団体は、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進するため、普及啓発や情報提供、環境教育等を行うことにより住民の自主的な取組を促進するため必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

#### 4 事業者の取組

事業者は、事業活動に係るプラスチック使用製品について、薄肉化又は軽量化されたプラスチック使用製品を選択すること、工夫された手法で提供すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に努めるものとする。

#### 5 特定プラスチック使用製品提供事業者の取組

##### イ 特定プラスチック使用製品提供事業者

特定プラスチック使用製品提供事業者は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進するため、次のような取組を行うことが必要である。

- (1) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化を図るため、当該事業において提供する特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと。
- (2) 商品の販売又は役務の提供に際しては、消費者にその提供する特定プラスチック使用製品を有償で提供すること、消費者が商品を購入し又は役務の提供を受ける際にその提供する特定プラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること、その提供する特定プラスチック使用製品について消費者の意思を確認すること、その提供する特定プラスチック使用製品について繰り返し使用を促すこと、薄肉化又は軽量化等の特定プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類について工夫をされた特定プラスチック使用製品を提供すること、適切な寸法の特定プラスチック使用製品を提供すること、繰り返し使用が可能な製品を提供すること。
- (3) 店頭においてプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に資する事項を掲示すること等により、消費者によるプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するための情報を提供すること。
- (4) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する研修を実施する等の措置を講ずること。
- (5) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化を図る際には、その提供する特定プラスチック使用製品に関し、その安全性、機能性等に配慮すること。
- (6) その事業において特定プラスチック使用製品を用いた量並びに特定プラスチック使用製品の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を適切に把握し、情報を公開するよう努めること。
- (7) 特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を効率的に行うため、国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。その際、必要に応じて取引先の協力を求めること。

##### ロ フランチャイズチェーンにおける取組

本部事業者は加盟者に特定プラスチック使用製品の使用合理化によるプラスチック使用

製品廃棄物の排出の抑制を要請すること、加盟店は本部事業者が実施するプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のための措置に協力すること等により、加盟者も含めた事業者全体での取組が促進されるよう努めるものとする。

#### 6 各主体の連携協力による取組の進展

プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に当たっては、国、地方公共団体、事業者、消費者、関係団体等のすべての関係主体がそれぞれの立場で積極的な取組を果たすとともに、相互に密接な連携協力の下で、プラスチック使用製品の使用の合理化の取組を家庭、学校、地域社会等に広げていくことにより、消費者のライフスタイルの変革を促し、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の一層の進展を図ることが重要である。

### 四 分別収集物の再商品化の促進のための方策に関する事項

法においては、①分別収集物の再商品化について容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「容器包装再商品化法」という。）による既存の再商品化ルートを活用し、容器包装再商品化法に規定する指定法人に分別収集物の再商品化を委託することを可能とするとともに、②市町村が、分別収集物の再商品化を実施する計画を作成し、国の認定を受けた場合には、分別収集物に含まれるプラスチック容器包装廃棄物に対して容器包装再商品化法の規定を適用することとしている。

プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に当たっては、容器包装再商品化法に基づく分別基準適合物の再商品化に支障を来さないことに留意しつつ、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化を最大限促進する必要がある。このためには、消費者による適正な分別排出並びに市町村による分別収集のための施設及び体制の整備並びに質の高い再商品化により、再商品化に係る費用を可能な限り抑制するとともに、再商品化により得られた物の質の向上と需要の確保を図ることが重要である。プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に当たっては、地方公共団体、消費者、国及び事業者が、それぞれの立場で密接な連携協力を図りつつ積極的な取組を果たすことが必要である。

#### 1 地方公共団体の取組

市町村は、その区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や施設の整備、分別の基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たっては、リチウムイオン蓄電池その他の再商品化を著しく阻害する異物の混入を防止する措置を講じることが必要である。

都道府県は、市町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な技術的援助を与えるよう努めるものとする。

なお、分別収集物の再商品化に当たっては、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針（平成十八年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第十号）五 1（4）に規定する方策に準じて実施する。

また、指定法人、指定法人から委託を受けた者及び再商品化実施者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の廃棄物処理業者とみなされることから、地方公共団体は、これらの者が同法を遵守していないと認めるときは、必要に応じて命令等の適切な対応を行うものとする。

#### 2 消費者の取組

消費者は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の適正な実施のため、市町村が定める分別の基準が定められたときは、当該基準に従いプラスチック使用製品廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

### 3 国の取組

国は、市町村の分別収集及び再商品化のための施設及び体制を整備するに当たって、必要な資金の確保や情報の提供、技術的な支援等を講ずるよう努めるものとする。

具体的には、再商品化を阻害する異物の混入防止に向けて、広く消費者に適切な分別排出を促す普及啓発に努め、また、高い品位や経済性等を実現する革新的な再商品化に関する技術開発及び実用化への支援並びに環境整備に向けた取組への支援に努めるものとする。

加えて、多様な回収ルートが確保されるよう、自主回収・再資源化計画の活用促進も含めた店頭回収や集団回収の促進並びに市町村による分別収集及び再商品化の効率化を推進するため、先進的な業務実施事例について広く情報提供を行うものとする。

### 4 事業者の取組

事業者は、分別収集及び再商品化がより容易なプラスチック使用製品の製造並びに再商品化により得られた物又はこれを使用した物の利用について検討するとともに、プラスチック使用製品について、消費者による適正な分別排出を促進するための必要な情報の提供に努めるものとする。

また、事業者による自主回収の取組については、多様な回収ルートの確保による再資源化の促進及び住民の意識向上への効果が期待されることから、その促進を図ることが期待される。

## 五 プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者による使用済プラスチック使用製品の自主回収及び再資源化の促進のための方策に関する事項

プラスチックに係る資源循環の促進等に向けては、使用済プラスチック使用製品の性状や排出実態について情報を持ち合わせているプラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者（以下「製造事業者等」という。）が、積極的に自主回収及び再資源化を行い、消費者、地方公共団体及び国がそれぞれの立場で密接な連携協力を図りつつ積極的な取組を果たすことが求められている。

### 1 事業者の取組

製造事業者等は、自ら製造若しくは販売又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供する使用済プラスチック使用製品について、関係主体と連携しつつ、積極的に自主回収・再資源化事業の実施に取り組むことが期待される。

認定自主回収・再資源化事業者は、継続的、安定的及び高度な再資源化を行うとともに、安全性その他の事情も考慮した上で、責任をもって自主回収・再資源化事業に取り組むことが求められる。

### 2 消費者の取組

消費者は、使用済プラスチック使用製品を排出する際は、製造事業者等による自主回収ルートを活用することが求められる。

### 3 地方公共団体の取組

市町村は、適切なルートでの回収の促進を図るため、認定自主回収・再資源化事業者と連携し、住民の意識向上を図るため、住民に対して適切な分別方法や回収拠点の場所等について周知を行う。

また、認定自主回収・再資源化事業者及び認定自主回収・再資源化事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理法上の廃棄物処理業者とみなされることから、地方公共団体は、これらの者が同法を遵守していないと認めるときは、必要に応じて命令等の適切な対応を行うものとする。

#### 4 国の取組

国は、認定自主回収・再資源化事業計画の実施状況を把握するとともに、使用済プラスチック使用製品からの資源の回収などの自主回収・再資源化事業に関する技術開発及び実用化に向けた取組並びに環境整備に向けた取組を支援していく。

また、自主回収・再資源化事業計画の認定に係る関係者の事務手続の適正な範囲での軽減について検討するものとする。

### 六 排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための方策に関する事項

排出事業者は、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の適正な処理に係る責任を有している。加えて、国内における一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を進めるに当たっては、排出事業者が主導的な役割を担うことが必要である。そこで、排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進していくため、次のような措置を講ずるものとする。

#### 1 排出事業者の取組

##### イ 排出事業者

プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を進めるため、排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、その事業活動において使用するプラスチック使用製品の安全性、機能性その他の必要な事情に配慮した上で、その事業活動に伴い生じるプラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り排出の抑制及び再資源化等を実施することとする。具体的には、次のような取組を積極的に行うことが求められる。

- (1) プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出を抑制するとともに、排出する場合にあつては再資源化等の促進に資するように適切に分別して排出を行うこと。
- (2) プラスチック使用製品産業廃棄物等の全部又は一部のうち、再資源化を実施することができるものについては、再資源化を実施すること。
- (3) 再資源化を実施することができない場合に、熱回収を実施できるプラスチック使用製品産業廃棄物等については、可能な限り効率の良い熱回収を実施すること。
- (4) 多量排出事業者は、その事業活動に伴い排出するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと。
- (5) 前年度におけるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量並びに排出の抑制及び再資源化等の状況を適切に把握し、その記録を行うとともに、インターネットの利用その他の方法により情報の提供に努めること。
- (6) 従業員に対して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うこと。

- (7) プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する事務を適切に行うため、必要な管理体制の整備を行うこと。
- (8) プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を効率的に行うため、国、地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮すること。

また、認定再資源化事業者は、継続的、安定的及び高度な再資源化を行うとともに、安全性その他の事情も考慮した上で、責任をもって再資源化事業に取り組むことが求められる。

#### ロ フランチャイズチェーン及び建設工事における取組

本部事業者は加盟者に対して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な指導を行い、加盟者は本部事業者が実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための措置に協力することにより、加盟者も含めた事業者全体でプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めるものとする。

建設工事に伴い生じるプラスチック使用製品産業廃棄物等においては、元請業者は下請負人に対して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関し必要な指導を行い、下請負人は元請業者が実施するプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための措置に協力することにより、下請負人も含めた事業者全体でプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するよう努めるものとする。

## 2 国及び地方公共団体の取組

国は、排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施状況の把握に努め、その結果に基づき、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため必要があると認めるときは、排出事業者に対して法に基づく指導、助言等をするものとする。

また、認定再資源化事業計画の実施状況を把握するとともに、再資源化事業計画の認定に係る関係者の事務手続の適正な範囲での軽減について検討するものとする。

都道府県及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）」に規定する市（指定都市及び中核市）は、排出事業者に対して、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に向けた指導の徹底を行うこと及びプラスチックの再資源化事業を実施できる者に係る情報を提供することが期待される。

国及び地方公共団体は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する積極的な普及啓発を行い、排出事業者に対し積極的な取組の実施を働きかけるものとする。

国は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等及び認定再資源化事業が円滑に推進されるため、廃棄物処理法上の役割分担を踏まえながら、地方公共団体との連携の強化に努めるものとする。

加えて、国及び地方公共団体は、自ら率先して、プラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り排出の抑制及び再資源化を実施するものとする。また、再資源化を実施することができない場合に、熱回収を実施できるプラスチック使用製品産業廃棄物等については、可能な限り効率の良い熱回収を実施するものとする。

都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、自ら実施する循環型社会形成推進に係る施策においてプラスチック使用製品産業廃棄物等を位置づけ、市町村の境を越えた広域的なリサイクルグループの形成等を通じ、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の更なる推進を図るものとする。

また、認定再資源化事業者及び認定再資源化事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理法上の廃棄物処理業者とみなされることから、地方公共団体は、これらの者が同法を遵守していないと認めるときは、命令等の適切な対応を行うものとする。

加えて、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を一層促進していくためには、再資源化等を実施する設備の整備を促進し、我が国における再資源化等の利用可能性を向上させていくことが重要であることから、国は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施の状況について情報を収集・整理し、国民に対して分かりやすく情報提供していくとともに、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術開発及び実用化への支援並びに環境整備に向けた取組を支援するものとする。

## 七 環境の保全に資するものとしてのプラスチックに係る資源循環の促進等の意義に関する知識の普及に関する事項

プラスチックに係る資源循環の促進等のためには、広範な国民の取組が必要であることに鑑み、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしてのプラスチックに係る資源循環の促進等の意義に関する知識について、広く国民への普及啓発を図ることが必要である。

具体的には、国及び地方公共団体は、環境教育・環境学習、広報活動、消費者団体との連携等を通じて、プラスチック使用製品の設計に係る優良な取組、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制及び再資源化等の状況、自主回収・再資源化事業の取組その他のプラスチックに係る資源循環の促進等の実施状況を情報発信することにより、国民の理解を促すものとする。

また、事業者は、プラスチック使用製品設計指針に即したプラスチック使用製品の設計の取組、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の取組、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の取組等の状況について自社のホームページや環境報告書又は統合報告書、店頭での掲示等を通じて積極的に情報を発信するよう努めることにより、広く国民の理解を促すのみならず、取組の進捗状況を可能な限り定量的に検証することで、当該取組を持続的な企業価値の向上に繋げていくことが期待される。

## 八 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する重要事項

二から七までに掲げた取組の他、プラスチックに係る資源循環の促進等のために、国は、次の取組を検討する。

- (1) 国内のプラスチック資源循環の現状や各主体の取組状況等を国際社会に対して幅広く発信するとともに、普及啓発・環境教育をNGO等とも連携して進めること等により、消費者のライフスタイル変革を促すこと。
- (2) 企業や地方公共団体、NGO等の先進的な取組事例の創出及び横展開を図るとともに、各企業及び業界による率先的な戦略、自主行動計画等の策定及びフォローアップを後押しすること。
- (3) プラスチック資源循環に率先して取り組む企業がESG金融に取り組む投資家等に適切に評

働され、企業価値向上と国際競争力につながる共通基盤を整備し、投資家等と企業との建設的な対話を支援するとともに、「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」（令和三年一月経済産業省、環境省策定）やこれに基づく取組を情報発信し、国内外から投融資を呼び込むこと。

- (4) 将来的な方向性や目指すべき基準を予め示すなど予見可能性を持った形での政府率先調達水準の引き上げの推進及び地方公共団体への率先調達の実施の促進により、環境負荷低減に資する製品の普及を後押しすること。
- (5) 幅広いリサイクル・資源循環関連産業の高度化に向け、資源循環関連技術の開発、優れた技術の社会実装に向けたインフラの整備等を支援すること。
- (6) 資源循環分野における行政手続の効率化及びワンストップ化等に向けたデジタル基盤の構築を進めること。
- (7) プラスチック使用製品に含まれる有害化学物質に関する影響について調査研究を進めること。
- (8) 国内外から漂着する使用済プラスチック使用製品廃棄物への対策並びに発展途上国が行う使用済プラスチック使用製品廃棄物等の削減、回収及び処理等に対して必要な助言及び支援を行うこと。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第七条第一項の規定に基づき、同項に規定するプラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針を次のように定める。

令和〇年〇月〇日 内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省  
告示第〇号

## プラスチック使用製品設計指針（案）

### 1. プラスチック使用製品の設計に当たっての基本的な考え方

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されており、現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっている。

我が国では、3R+Renewableを基本原則とし、「循環型社会形成推進基本法」（平成十二年法律第一百十号）、「循環型社会形成推進基本計画」（平成三十年六月十九日閣議決定）、「プラスチック資源循環戦略（令和元年五月三十一日策定）」、「バイオプラスチック導入ロードマップ」（令和三年一月策定）、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」（令和三年一月二十八日策定）等において、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する基本的な考え方や方針等を示してきており、事業者、地方公共団体、NGO及び消費者等の幅広い主体において、創意工夫に基づくプラスチックに係る資源循環の促進等に関する取組が進められてきた。

このため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づくプラスチック使用製品設計指針（以下「本指針」という。）は、これまで環境配慮の設計に率先的に取り組んできたプラスチック使用製品製造事業者等の取組を適切に反映したものとし、本指針により、プラスチック使用製品製造事業者等によるプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組を更に加速させ、種々の環境問題の同時解決を図っていくことを期待する。

また、プラスチックを使用している製品は多種多様であり、安全性（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）や化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）等の関連法令を遵守することはもとより、安全性の確保された材料を使用すること等、製品に求められる安全性を担保すること。）や機能性等その他の用途に応じて求められる性能が異なることに留意することが必要であり、これらと両立しつつ、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、プラスチック使用製品製造事業者等が自ら合理的にプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組についての優先順位等の決定を行うことを基本とする。

加えて、これまで業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が進んできたことを踏まえ、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を促していくこととする。

なお、本指針は、こうした事業者による取組に加えて、国内外における技術革新や社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととする。

## 2. プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためには、プラスチック使用製品製造事業者等が行うプラスチック使用製品の設計の段階（試作・製造の前段階を含む。）において、3R+Renewableの取組が不可欠である。具体的には、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にするためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等の取組を促進することが重要である。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施のため、プラスチック使用製品製造事業者等は、材料・部品等の供給者及び再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国、地方公共団体等に対して、プラスチック使用製品の構造・部品の取り外し方法、プラスチックの種類その他の情報を提供することやそれぞれの立場で相互に連携協力を図ることも重要である。

そこで、プラスチック使用製品の設計に当たっては、関係主体と密に連携をとりながら、プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性等その他の用途に応じて求められる性能並びに（1）及び（2）に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価し、事業者自らが合理的にプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組についての優先順位等の決定をした上で取組を実施することとする。その際、（3）から（6）までについて留意することとする。

また、プラスチック使用製品製造事業者等は、自ら決定したプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組について、技術の進展等を踏まえ、見直しを行うことが重要である。

なお、本指針における対象は、プラスチックを使用している製品全般であり、本指針における用語はプラスチック資源循環促進法に準ずるものとする。

### （1）構造

#### ① 減量化

プラスチック使用製品の減量化を図るため、材料・部品、さらには製品全体として、できるだけ使用する材料を少なくすること等を検討すること。

#### ② 包装の簡素化

プラスチック使用製品の包装について、製品自体の保護や運搬・輸送時における効率化等を目的とすることが多い包装に関して、その目的の達成を維持しながら、過剰な包装を抑制することを検討すること。

③ 長期使用化・長寿命化

プラスチック使用製品が長期間使用されるために、強度、耐摩耗性、耐候性等の高い材料の使用や耐久性の高い部品の使用等により、製品全体の耐久性を高めること、製品を繰り返し使用に耐えるものとする事、寿命の短い部品や消耗部品を使用する場合には、その部品を容易に交換できる構造とすること等を検討すること。

また、製品が壊れた場合、容易に修理することができるような設計を検討すること。

④ 再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用

プラスチック使用製品が使用された後等の部品の再使用を可能とするため、再使用が容易な部品を使用すること等を検討すること。

また、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、部品の再使用について検討すること。

⑤ 単一素材化等

プラスチックの再生利用を促進するために、単一素材又は使用する素材の種類等が少なく設計されたプラスチック使用製品は、複合素材で設計されたプラスチック使用製品に比べて、より多様な再資源化が行いやすいこと等を踏まえ、設計に当たっては、製品全体又は部品ごとの単一素材化等の実施について検討すること。

⑥ 分解・分別の容易化

プラスチック使用製品が使用された後等の部品の再使用又は再生利用の促進やプラスチック使用製品廃棄物の処理の容易化を図るため、部品ごとに容易に分解・分別できるような設計を検討すること。特に、収集・運搬や処理の段階で火災が発生するおそれがあることから、リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを容易に分解・分別できることが望ましい。

その際、当該部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるような設計を検討すること。

また、部品等の再生利用を容易にするためには、材料の種類ごとの分別が行われることが重要であり、このため、部品等について、使用されている材料の種類を表示を行うことを検討すること。

⑦ 収集・運搬の容易化

プラスチック使用製品又は部品について、プラスチック使用製品が使用された後等には、可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状、構造となるよう検討すること。

⑧ 破碎・焼却の容易化

プラスチック使用製品が使用された後等には、部品の再使用又は再生利用が可能な部品を分離できることが望ましいが、これに対応できない部品や再使用又は再生

利用が難しい部品等については、プラスチック使用製品廃棄物の減量化及び無害化又はプラスチック使用製品廃棄物からの熱回収等を目的として、破碎や焼却による処理が行われることを考慮し、破碎や焼却の容易化に配慮することを検討すること。

## (2) 材料

### ① プラスチック以外の素材への代替

プラスチックの使用量を削減するため、プラスチック以外の素材への代替について検討すること。

### ② 再生利用が容易な材料の使用

プラスチック使用製品が使用された後等の再生利用を促進するため、再生利用が容易な材料を使用し、かつ、材料の種類を減らすこと等を検討すること。

また、再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けることについて検討すること。

### ③ 再生プラスチックの利用

プラスチックの再生利用を促進するため、再生プラスチックの利用について検討すること。

なお、再生プラスチックの含有率等を表示する場合には、第三者による認証制度等を活用し、信頼性を担保することが有効である。

### ④ バイオプラスチックの利用

「バイオプラスチック導入ロードマップ」を踏まえ、化石資源由来のプラスチックの使用量を削減するため、植物などの再生可能な有機資源を使用しているバイオマスプラスチックの利用について検討すること、また、やむを得ず自然環境中に流出することの多い製品については、生分解の機能が発揮される条件を考慮した上で、生分解性プラスチックの利用について検討すること。

なお、バイオプラスチックの含有率等を表示する場合には、第三者による認証制度等を活用し、信頼性を担保することが有効である。

## (3) 製品のライフサイクル評価

プラスチック使用製品の設計にあたっては、製造時における環境影響を評価することはもとより、輸送・運搬、販売・提供、利用、廃棄、収集・処理等、製品のライフサイクル全体における環境影響の評価を行うことが重要である。

なお、プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性等その他の用途に応じて求められる性能並びに(1)及び(2)に掲げる事項に関して、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価することが望ましい。

こうした製品のライフサイクル評価については、ISO 14040 (JIS Q 14040) 及び ISO 14044 (JIS Q 14044) を参考に実施することが望ましい。

## (4) 情報発信及び体制の整備

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、企業等のホームページ、製品本体、取扱説明書等に、必要とされる範囲で、次のような情報を記載することが望ましい。

- ①製品の構造
- ②部品の取り外し方法
- ③製品・部品の材質名
- ④部品の交換方法
- ⑤製品・部品の修理方法
- ⑥製品・部品の破碎・焼却方法
- ⑦製品・部品の収集・運搬方法
- ⑧処理時における安全性確保及び環境負荷低減のための注意事項等

また、こうした情報に関して、プラスチック使用製品を廃棄しようとする者、プラスチック使用製品の修理・部品交換を行おうとする者、使用済プラスチック使用製品を処理しようとする者等に対し、プラスチック使用製品の構造・部品の取り外し方法、プラスチックの種類その他の情報を提供することができるような体制整備を図ることや、本指針に則した設計を実施するため、必要な人員を確保すること、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組の状況を把握し、その情報の開示を積極的に行うことが望ましい。

#### (5) 関係者との連携

プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、プラスチック使用製品製造事業者等と材料・部品等の供給者及び再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国、地方公共団体等との間で相互に必要な協力を行うことが望ましい。

#### (6) 製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守

業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が円滑に実施されてきたことを踏まえ、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施していることが望ましい。

また、プラスチック使用製品製造事業者等は、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合は、当該ガイドライン等を遵守するよう努めること。

### 3. 設計認定を受けるに当たって適合すべき事項

プラスチック使用製品製造事業者等が本指針に則した設計を行うよう促すため、主務大臣による設計認定の制度を創設し、国等による環境物品等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）において、設計認定に係るプラスチック使用製品の調達の推進が促進される

よう十分に配慮すること等としている。

本認定制度の趣旨等に鑑み、「2. プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項」に即した設計を行っていることを前提に、製品全体に占めるプラスチックの割合が、原則として、重量比又は体積比で過半を占めるものについて、次に掲げる基準を設け、特に優れた設計について主務大臣が認定を行うこととする。

なお、本指針並びに製品分野ごとに別途定める項目及び基準が改訂された場合等においては、合理的な範囲内において、所要の経過措置を設けることとする。

#### (1) 総合的な評価及び情報発信

製品分野ごとに別途定める項目について、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果を公表しているとともに、自ら決定したプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組について、その設計に係る取組の考え方等を公表していること。

#### (2) 製品分野ごとの基準

同種のプラスチック使用製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、製品分野ごとに別途定める基準に適合していること。

# 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示について

# 目次

○ 基本方針	2
○ プラスチック使用製品設計指針	10
○ 特定プラスチック使用製品の使用の合理化	16
○ 市区町村による分別収集・再商品化	19
・プラスチック資源としての一括回収	20
・中間処理工程の一体化・合理化	22
○ 製造事業者等による自主回収・再資源化	25
○ 排出事業者による排出の抑制（判断基準）	27
○ 排出事業者による再資源化等（再資源化事業計画）	30

## 【基本方針の策定】

- 主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制並びに回収及び再資源化等の促進（プラスチックに係る資源循環の促進等）を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定**する。

### 主務大臣

#### 基本方針を策定【3条】

①プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制、回収、再資源化等の促進（以下「プラスチックに係る資源循環の促進等」という。）を総合的かつ計画的に推進するための**基本方針を策定**。

#### 【3条1項】

#### （法定事項）

- プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向
- プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類によるプラスチックに係る資源循環の促進等のための方策に関する事項
- プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 分別収集物の再商品化の促進のための方策に関する事項
- プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者による使用済プラスチック使用製品の自主回収及び再資源化の促進のための方策に関する事項
- 排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための方策に関する事項
- 環境の保全に資するものとしてのプラスチックに係る資源循環の促進等の意義に関する知識の普及に関する事項
- これらの事項のほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する重要事項

基本方針は、海洋環境の保全及び地球温暖化の防止を図るための施策に関する法律の規定による国の方針との調和が保たれたものでなければならない【3条3項】

### 関係行政 機関の長



基本方針を策定、又は変更しようとするときは関係行政機関の長と協議【3条4項】

基本方針を策定、又は変更した時は遅滞なく公表【3条5項】

## 【基本方針の策定】

- 主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制並びに回収及び再資源化等の促進（プラスチックに係る資源循環の促進等）を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針を策定**する。

- ・プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されている現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっている。これを受けて、政府としても、「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）」に基づき、資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策及び地球温暖化対策等の幅広い課題に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省策定）」を策定し、3R+Renewableの基本原則と、①2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制、②2025年までにプラスチック製容器包装及び製品のデザインをリユース又はリサイクル可能なデザインに、③2030年までにプラスチック製容器包装の6割をリユース又はリサイクル、④2035年までに使用済プラスチックを100%リユース、リサイクル等により有効利用、⑤2030年までにプラスチックの再生利用を倍増、⑥2030年までにバイオマスプラスチックを約200万トン導入という、野心的なマイルストーンを目指すべき方向性として掲げた。
- ・今後、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度を創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることが必要である。
- ・この基本方針は、このような認識の下に、プラスチックに係る資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

### ① プラスチックに係る資源循環の促進等の基本的方向

- ・プラスチック使用製品の設計及び製造、提供及び販売並びに排出、回収及びリサイクルの各段階において、3R+Renewableの原則に則り、回避可能なプラスチックの使用は合理化した上で、技術水準、安全性、機能性、経済的な状況等にも配慮しつつ、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生可能性の観点から再生素材や再生可能資源に適切に切り替え、徹底したリサイクルを実施し、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル全体を通じて資源循環を促進することが必要である。

- ・プラスチックの資源循環に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等のすべての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めることで、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する施策を一体的に進め、相乗効果を高めていくことが重要である。そのため、下記の役割分担の下で各関係主体が積極的に取り組むものとする。
  - 事業者は、①プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック使用製品を設計すること、②プラスチック使用製品の使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、当該取組を行うことによりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、③自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行うこと、④排出事業者としてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を実施することに努める。
  - 市町村は、家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じるよう努める。
  - 消費者は、①プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制すること、②事業者及び市町村双方の回収ルートに適した分別排出すること、③認定プラスチック使用製品を使用することに努める。
  - 国は、プラスチックに係る資源循環の促進等のために必要な資金の確保、情報の収集、整理及び活用、研究開発の推進及びその成果の普及、教育活動、広報活動等を通じた国民の理解醸成及び協力の要請等の措置を講じるよう努める。
  - 都道府県は、市町村がその責務を十分に果たすために必要な技術的援助その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を講じるよう努める。
- ・このように資源循環の高度化に向けた環境整備を進めることで、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を実現するとともに、2050年カーボンニュートラルを実現するために必要不可欠な循環経済への移行を戦略的に進める。
- ・国内のプラスチックを巡る資源及び環境の課題を解決するとともに、我が国の優れた技術や環境基盤を国際展開し、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等の同時解決に貢献するとともに、国内での資源循環を促進することが重要。併せて、資源循環関連産業の発展を通じた経済成長や雇用の創出などを図ることで、新たな成長の源泉としていくことを目指す。
- ・「プラスチック資源循環戦略」で掲げた野心的なマイルストーンの達成を目指し、本法律に基づく各関係主体は自らの取組及びその効果を適切に把握、情報を公開し、国は当該取組を把握するとともに、全体としての進捗状況を可能な限り定量的に検証していく。
- ・以上の基本的方向を踏まえ、①から⑧までのとおり定める。

## ② プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類によるプラスチックに係る資源循環の促進等のための方策に関する事項

### 1 プラスチック使用製品製造事業者等の取組

- (1) 構造（減量化、包装の簡素化、長期使用化・長寿命化、再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用、単一素材化等、分解・分別の容易化、収集・運搬の容易化、破碎・焼却の容易化）
- (2) 材料（プラスチック以外の素材への代替、再生利用が容易な材料の使用、再生プラスチックの利用、バイオプラスチックの利用）
- (3) 製品のライフサイクル評価
- (4) 情報発信及び体制の整備
- (5) 関係者との連携
- (6) 製品分野ごとの設計の標準化並びに設計のガイドライン等の策定及び遵守

### 2 国の取組

- ・ 指針の策定、設計認定、認定製品の情報発信、認定製品の率先調達、代替素材や再生素材導入促進のための技術開発及び実用化への支援並びに環境整備に向けた取組への支援並びに普及啓発活動に取り組む。

### 3 地方公共団体の取組

- ・ 認定製品の調達の推進に十分に配慮する。

### 4 事業者及び消費者の取組

- ・ 認定製品の使用に努める。輸入・販売事業者は、指針に適合した製品を輸入・販売することが期待される。

## ③ プラスチック使用製品の使用の合理化によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

### 1 消費者の取組

- ・ 薄肉化又は軽量化された製品を選択すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等のプラスチック使用製品の使用の合理化により、できる限りプラスチック使用製品廃棄物の排出抑制に努める。

## 2 国の取組

- ・プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制及びそのために必要な方策等に関する調査研究や先進的取組の積極的な評価、消費者への普及、啓発その他施策の実施、特定プラスチック使用製品提供事業者への法に基づく指導・助言等を行う。

## 3 地方公共団体の取組

- ・普及啓発や情報提供、環境教育等、住民によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進するため必要な措置を講ずるよう努める。

## 4 事業者の取組

- ・事業活動に係るプラスチック使用製品について、薄肉化又は軽量化されたプラスチック使用製品を選択すること、工夫された手法で提供すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等により、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に努める。

## 5 特定プラスチック使用製品提供事業者の取組

### イ 特定プラスチック使用製品提供事業者

- ・特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進するため、プラスチック使用製品の使用の合理化目標の設定とその計画的な実施等を行う。

### ロ フランチャイズ本部及び加盟者における取組

- ・加盟者も含めた事業者全体での取組が促進されるよう努める。

## 6 各主体の連携協力による取組の進展

- ・国、地方公共団体、事業者、消費者、関係団体等のすべての関係主体が密接に連携協力し、プラスチック使用製品の使用の合理化により、プラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の一層の進展を図る。

## ④ 分別収集物の再商品化の促進のための方策に関する事項

### 1 地方公共団体の取組

- ・市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化のための体制や施設の整備、分別の基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進などの必要な措置を講じるよう努める。また、分別収集に当たっては、リチウムイオン蓄電池その他の再商品化を著しく阻害するプラスチック使用製品廃棄物の混入を防止する措置を講じる。
- ・指定法人、指定法人から再委託を受けた者及び再商品化実施者は、廃棄物処理業者とみなされ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律百三十七号。以下、「廃棄物処理法」という。）の規定が適用されることから、廃棄物処理業者の指導監督権限を有する地方公共団体は、これらの者に対して改善命令等の適切な指導監督を行う。
- ・都道府県は、市町村が必要な技術的援助に努める。

## 2 消費者の取組

- ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の適正な実施のため、市町村が分別基準を定めたときは、当該基準に従い、適正に分別して排出しなければならない。

## 3 国の取組

- ・再商品化を阻害する異物の混入防止に向けた消費者への適切な分別排出を促す普及啓発、革新的な再商品化を可能とするための技術開発及び実用化への支援並びに環境整備に向けた取組への支援、店頭回収や集団回収の促進、市町村による分別収集や再商品化の先進的事例の情報提供を行う。

## 4 事業者の取組

- ・分別収集及び再商品化がより容易な製品の製造又は再商品化により得られた物等の利用の検討、消費者による適正な分別排出を促進するための情報提供を行う。

# ⑤ プラスチック使用製品の製造又は販売をする事業者による使用済プラスチック使用製品の自主回収及び再資源化の促進のための方策に関する事項

## 1 事業者の取組

- ・製造事業者等は、使用済プラスチック使用製品について、関係主体と連携しつつ、積極的に自主回収・再資源化の実施に取り組む。
- ・認定自主回収・再資源化事業者は、継続的、安定的及び高度な再資源化の実施に取り組む。

## 2 消費者の取組

- ・消費者は、使用済プラスチック使用製品を排出する際は、事業者の自主回収ルートを活用する。

## 3 地方公共団体の取組

- ・住民に対する適切な分別方法や回収拠点の場所等についての周知を行う。また、認定自主回収・再資源化事業者及び認定自主回収・再資源化事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理業者とみなされ、廃棄物処理法の規定が適用されることから、廃棄物処理業者の指導監督権限を有する地方公共団体は、これらの者に対して改善命令等の適切な指導監督を行う。

## 4 国の取組

- ・認定自主回収・再資源化事業計画の実施状況の把握、自主回収・再資源化事業に関する技術開発及び実用化に向けた取組への支援並びに普及啓発活動、自主回収・再資源化事業計画の認定に係る事務手続の適正な範囲での軽減の検討を行う。

## ⑥ 排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の促進のための方策に関する事項

### 1 排出事業者の取組

#### イ 排出事業者

- ・プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化に関する技術水準、安全性、機能性及び経済的な状況並びにその他の必要な事情に配慮した上で、その事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等について、その排出の抑制及び再資源化等を実施する。また、多量排出事業者は、排出の抑制及び再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行う。

#### ロ フランチャイズ本部及び加盟者等における取組

- ・加盟者も含めた事業者全体での取組が促進されるよう努める。
- ・建設工事にて排出されるプラスチック使用製品産業廃棄物等においても、元請業者及び下請負人は排出の抑制及び再資源化等が促進されるよう努める。

### 2 国及び地方公共団体の取組

- ・国は、排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施状況の把握に努め、その結果に基づき、排出事業者によるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等を促進するため必要があると認めるときは、排出事業者に対して法に基づく指導、助言等をするものとする。その他、認定再資源化事業計画の実施状況の把握を行っていくとともに、再資源化事業計画の認定に係る関係者の事務手続の適正な範囲での軽減について検討するものとする。
- ・都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、市町村の境を越えた広域的なリサイクルグループの形成等を通じ、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の更なる推進を図る。
- ・国は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等の実施の状況について情報を収集・整理し、国民に対して分かりやすく情報提供を行う。
- ・国は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する技術開発及び実用化への支援並びに環境整備に向けた取組への支援を行う。
- ・また、認定再資源化事業者及び認定再資源化事業者から委託を受けた者は、廃棄物処理業者とみなされ、廃棄物処理法の規定が適用されることから、廃棄物処理法に基づき廃棄物処理業者の指導監督権限を有する地方公共団体は、これらの者に対して改善命令等の適切な指導監督を行う。

## ⑦ 環境の保全に資するものとしてのプラスチックに係る資源循環の促進等の意義に関する知識の普及に関する事項

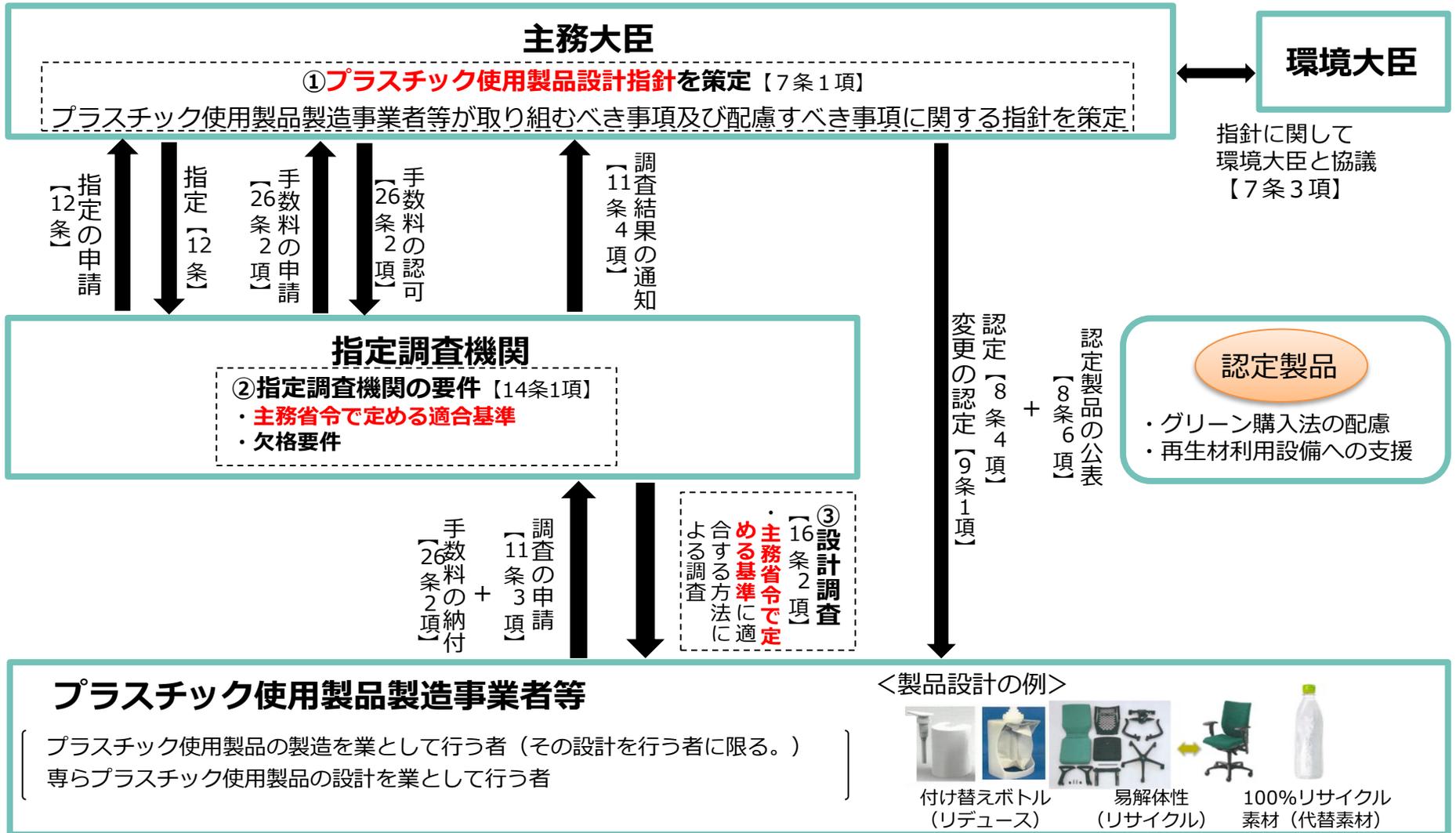
- ・国及び地方公共団体は、環境教育・環境学習、広報活動、消費者団体との連携等を通じて、プラスチック使用製品の設計に係る優良な取組、プラスチック使用製品廃棄物の排出抑制の状況、自主回収・再資源化事業の取組等の実施状況を情報発信することにより、国民の理解を促す。
- ・事業者は、プラスチック使用製品設計指針に即したプラスチック使用製品の設計の取組、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の取組等の状況について自社のホームページや環境報告書又は統合報告書、店頭での掲示等を通じて積極的に情報を発信するよう努め、広く国民の理解を促すのみならず、取組の進捗状況を可能な限り定量的に検証することで、当該取組を持続的な企業価値の向上に繋げていく。

## ⑧ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する重要事項

- ・国は、国際社会への幅広い情報発信、先進的な取組の展開、ESG金融による取組の後押し、率先調達水準の引き上げやインフラ整備の支援等の率先的・基盤的な取組、行政手続の効率化に向けたデジタル基盤の構築、有害化学物質に関する調査研究、国内外での海洋プラスチックごみへの対策といった取組を検討する。

## 【プラスチック使用製品設計指針】

- 主務大臣は、プラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき事項及び配慮すべき事項に関する指針を策定し、指針に適合した設計を主務大臣が認定する仕組みを設ける。
  - 設計認定に係る製品を国が率先調達（グリーン購入法の配慮）。また、再生材の利用に当たっての設備への支援を実施。



## ①プラスチック使用製品設計指針【告示】

### 1. プラスチック使用製品の設計に当たっての基本的な考え方

- ・プラスチックは、その有用性から、幅広い製品や容器包装にあまねく利用されており、現代社会に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックに係る資源循環の促進等の重要性が高まっている。
- ・我が国では、3R+Renewableを基本原則とし、「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」、「循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）」、「プラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日策定）」、「バイオプラスチック導入ロードマップ（令和3年1月策定）」、「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について（令和3年1月28日策定）」等において、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する基本的な考え方や方針等を示してきており、事業者、地方公共団体、NGO及び消費者等の幅広い主体において、創意工夫に基づくプラスチックに係る資源循環の促進等に関する取組が進められてきた。
- ・このため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づくプラスチック使用製品設計指針（以下「本指針」という。）は、これまで環境配慮の設計に率先的に取り組んできたプラスチック使用製品製造事業者等の取組を適切に反映したものとし、本指針により、プラスチック使用製品製造事業者等によるプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組を更に加速させ、種々の環境問題の同時解決を図っていくことを期待する。
- ・また、プラスチックを使用している製品は多種多様であり、安全性（食品衛生法（昭和22年法律第233号）や化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）等の関連法令を遵守することはもとより、安全性の確保された材料を使用すること等、製品に求められる安全性を担保すること。）や機能性等その他の用途に応じて求められる性能が異なることに留意することが必要であり、これらと両立しつつ、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、プラスチック使用製品製造事業者等が自ら合理的にプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組についての優先順位等の決定を行うことを基本とする。
- ・加えて、これまで業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が進んできたことを踏まえ、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を促していくこととする。
- ・なお、本指針は、こうした事業者による取組に加えて、国内外における技術革新や社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこととする。

## 2. プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためには、プラスチック使用製品製造事業者等が行うプラスチック使用製品の設計の段階（試作・製造の前段階を含む。）において、3R+Renewableの取組が不可欠である。具体的には、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にするためのプラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用等の取組を促進することが重要である。
- ・また、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施のため、プラスチック使用製品製造事業者等は、材料・部品等の供給者及び再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国、地方公共団体等に対して、プラスチック使用製品の構造・部品の取り外し方法、プラスチックの種類その他の情報を提供することやそれぞれの立場で相互に連携協力を図ることも重要である。
- ・そこで、プラスチック使用製品の設計に当たっては、関係主体と密に連携をとりながら、プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性等その他の用途に応じて求められる性能並びに（1）及び（2）に掲げる事項について、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価し、事業者自らが合理的にプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組についての優先順位等の決定をした上で取組を実施することとする。その際、（3）から（6）までについて留意することとする。
- ・また、プラスチック使用製品製造事業者等は、自ら決定したプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組について、技術の進展等を踏まえ、見直しを行うことが重要である。
- ・なお、本指針における対象は、プラスチックを使用している製品全般であり、本指針における用語はプラスチック資源循環促進法に準ずるものとする。

### （1）構造

#### ➤ 減量化

材料・部品、さらには製品全体として、できるだけ使用する材料を少なくすること等を検討すること。

#### ➤ 包装の簡素化

製品自体の保護や運搬・輸送時における効率化等を目的とすることが多い包装に関して、その目的の達成を維持しながら、過剰な包装を抑制することを検討すること。

#### ➤ 長期使用化・長寿命化

耐久性の高い部品の使用等により製品全体の耐久性を高めること、製品を繰り返し使用に耐えるものとする  
こと、寿命の短い部品や消耗部品を使用する場合には、その部品を容易に交換できる構造とすることなどを  
検討すること。製品が壊れた場合、容易に修理することができるような設計を検討すること。

- 再使用が容易な部品の使用又は部品の再使用  
使用された後に再使用が容易な部品を使用することを検討すること。  
部品の再使用について検討すること。
- 単一素材化等  
製品全体又は部品ごとに単一素材化又は使用する素材の種類等が少なくするよう検討すること。
- 分解・分別の容易化  
部品ごとに容易に分解・分別できるような設計を検討すること。特に、収集・運搬や処理の段階で火災が発生するおそれがあることから、リチウムイオン蓄電池とその他の部品等とを容易に分解・分別できることが望ましい。  
その際、当該部品等を取り外すまでに必要な工程数ができるだけ少なくなるような設計を検討すること。  
部品等について、使用されている材料の種類を表示を行うことを検討すること。
- 収集・運搬の容易化  
可能な限り収集・運搬を容易にするような重量、大きさ、形状、構造となるよう検討すること。
- 破碎・焼却の容易化  
プラスチック使用製品が使用された後等には、部品の再使用又は再生利用が可能な部品を分離できない部品や再使用又は再生利用が難しい部品等については、プラスチック使用製品廃棄物の減量化及び無害化又はプラスチック使用製品廃棄物からの熱回収等を目的として、破碎や焼却による処理が行われることを考慮し、破碎や焼却の容易化に配慮することを検討すること。

## (2) 材料

- プラスチック以外の素材への代替  
プラスチック以外の素材への代替について検討すること。
- 再生利用の容易な原材料の使用  
再生利用が容易な材料を使用し、かつ、材料の種類を減らすこと等を検討すること。  
再生利用を阻害する添加剤等の使用を避けることについて検討すること。
- 再生プラスチックの利用  
再生プラスチックの利用について検討すること。
- バイオプラスチックの利用  
「バイオプラスチック導入ロードマップ」に示した考え方にに基づき、
  - ・ バイオマスプラスチックの利用について検討すること。
  - ・ やむを得ず自然環境中に流出することの多い製品については、生分解の機能が発揮される条件を考慮した上で、生分解性プラスチックを使用することについて検討すること。

### (3) 製品のライフサイクル評価

- プラスチック使用製品に求められる安全性や機能性等その他の用途に応じて求められる性能並びに（1）及び（2）に掲げる事項に関して、それぞれがトレードオフの関係となる場合があることにも留意しながら、製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価することが望ましい。

### (4) 情報発信及び体制の整備

- 企業等のホームページ、製品本体、取扱説明書等に、必要とされる範囲で、①製品の構造、②部品の取り外し方法、③製品・部品の材質名、④部品の交換方法、⑤製品・部品の修理方法、⑥製品・部品の破碎・焼却方法、⑦製品・部品の収集・運搬方法、⑧処理時における安全性確保及び環境負荷低減のための注意事項等の情報を記載することが望ましい。
- こうした情報に関して、プラスチック使用製品を廃棄、修理・部品交換、処理をしようとする者等に対し、プラスチック使用製品の構造・部品の取り外し方法、プラスチックの種類その他の情報を提供することができるような体制整備を図ることや、本指針に則した設計を実施するため、必要な人員を確保すること、プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組の状況を把握し、その情報の開示を積極的に行うことが望ましい。

### (5) 関係者との連携

- プラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るため、プラスチック使用製品製造事業者等と材料・部品等の供給者及び再商品化事業者、再資源化事業者、プラスチック使用製品を使用及び排出する事業者、消費者、国、地方公共団体等との間で相互に必要な協力を行うことが望ましい。

### (6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守

- 業界団体等における自主的な製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を通じて、プラスチックに係る資源循環の促進等が円滑に実施されてきたことを踏まえ、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定を実施していることが望ましい。
- また、プラスチック使用製品製造事業者等は、業界団体等における製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定が実施されている場合は、当該ガイドライン等を遵守するよう努めること。

### 3. 設計認定を受けるに当たって適合すべき事項

- ・プラスチック使用製品製造事業者等が本指針に則した設計を行うよう促すため、主務大臣による設計認定の制度を創設し、国等による環境物品等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）において、設計認定に係るプラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮すること等としている。
- ・本認定制度の趣旨等に鑑み、「2. プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項」に即した設計を行っていることを前提に、原則として、製品全体に占めるプラスチックの割合が、重量比又は体積比で過半を占めるものについて、次に掲げる基準を設け、特に優れた設計について主務大臣が認定を行うこととする。
- ・なお、本指針並びに製品分野ごとに別途定める項目及び基準が改訂された場合等においては、合理的な範囲内において、所要の経過措置を設けることとする。

#### （1）総合的な評価及び情報発信

- 製品分野ごとに別途定める項目について、製品のライフサイクルを通じた環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果を公表しているとともに、自ら決定したプラスチックに係る資源循環の促進等の円滑な実施を図るためのプラスチック使用製品の設計に係る取組について、その設計に係る取組の考え方等を公表していること

#### （2）製品分野ごとの基準

- 同種のプラスチック使用製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、製品分野ごとに別途定める基準に適合していること

### ② 指定調査機関の要件【主務省令】

- 適格要件：設計調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること

### ③ 設計調査【主務省令】

- 調査基準：あらかじめ定めた業務手順に即していること

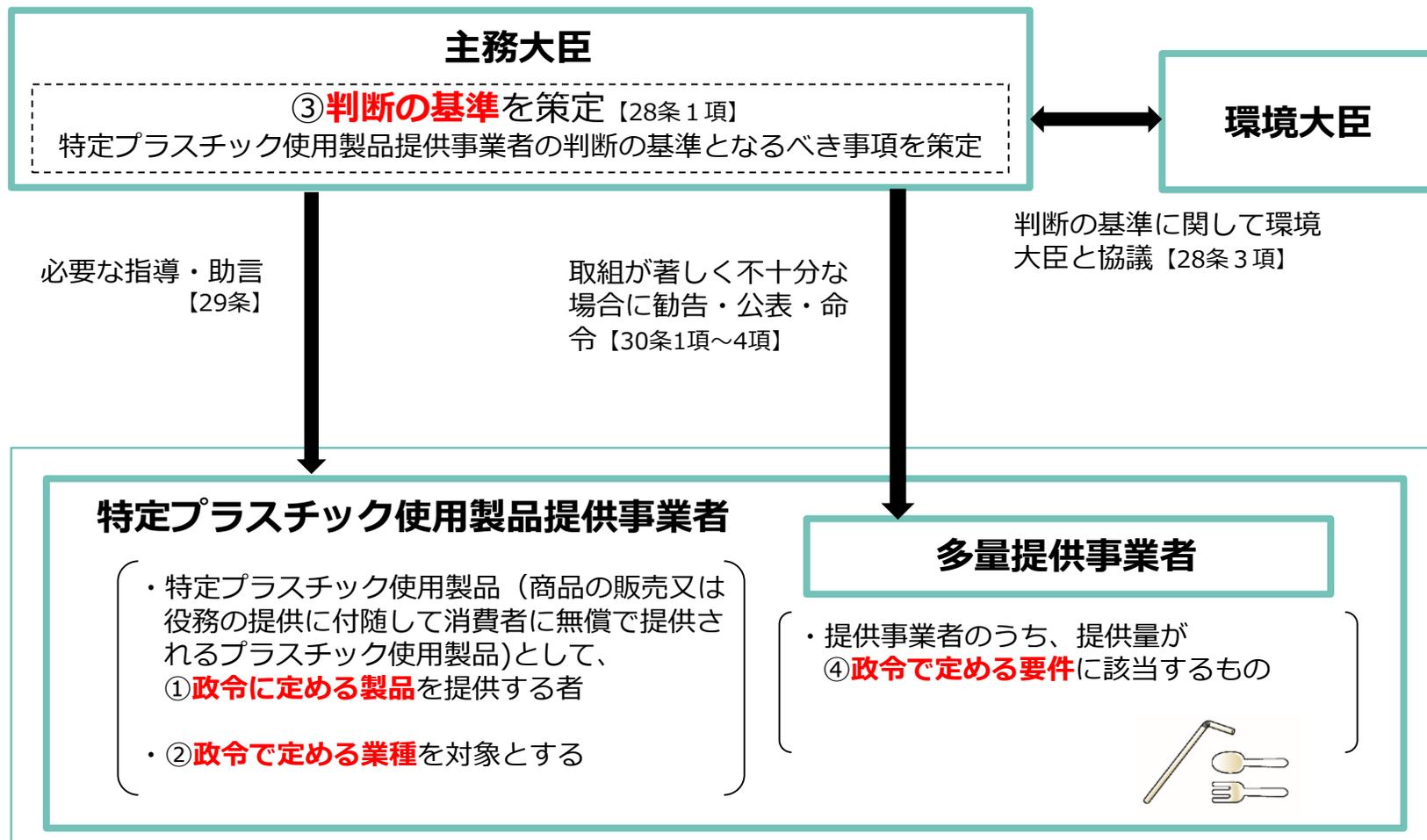
### その他【政令、主務省令】

認定及び変更認定申請（申請事項、添付書類等）、設計認定のための審査、指定調査機関に関する事項（指定の申請、指定の基準、指定の更新期間、業務規定の規定事項、調査結果の主務大臣への通知、帳簿の備え・記載事項、指定取り消しの場合における設計調査の業務の引継ぎ、手数料額の申請・認可等）その他所要の規定を定める。なお、手続については、電子申請方式を可能とするなど、申請者の利便性を高めるものとする。

## 【特定プラスチック使用製品の使用の合理化】

● 主務大臣は、**特定プラスチック使用製品**について、提供事業者が取り組むべき事項に関して**判断の基準**を策定。

- 主務大臣は必要があると認めるときは、**必要な指導及び助言**をすることができる
- **多量提供事業者**に対しては、**勧告、公表及び命令**をすることができる



### ① 特定プラスチック使用製品【政令】

- 商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品のうち、提供量が多く使用の合理化の取組によってプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制が見込まれる観点、過剰な使用の削減を促すべき観点、代替素材への転換を促す観点等から、以下を指定する。
  - ・主としてプラスチック製のフォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、櫛、剃刀、シャワー用のキャップ、歯刷子、ハンガー、衣類用のカバー

### ② 特定プラスチック使用製品提供事業者の業種【政令】

- 特定プラスチック使用製品の提供量が多く、使用の合理化を行うことが特に必要な業種として、以下を指定する。  
(主たる事業が下記の業種に該当しなくても、事業活動の一部で下記の業種に属する事業を行っている場合には、その事業の範囲で対象となる。)
  - ・各種商品小売業、各種食料品小売業、その他の飲食料品小売業、無店舗小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯業

### ③ 判断の基準【主務省令】

- **目標の設定**：事業において提供する特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うものとする。
- **特定プラスチック使用製品の使用の合理化**：次に掲げる取組その他の特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組のうち、使用の合理化のために業種や業態の実態に応じて有効な取組を選択し、設定した目標の達成に向けて当該取組を行うことにより、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するものとする。

#### 【提供方法の工夫】

- 消費者にその提供する特定プラスチック使用製品を有償で提供すること
- 消費者が商品を購入し又は役務の提供を受ける際にその提供する特定プラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供（ポイント還元等）すること
- 提供する特定プラスチック使用製品について消費者の意思を確認すること
- 提供する特定プラスチック使用製品について繰り返し使用を促すこと

### 【提供する特定プラスチック使用製品の工夫】

- 薄肉化又は軽量化等の特定プラスチック使用製品の設計又はその部品若しくは原材料の種類（再生可能資源、再生プラスチック等）について工夫された特定プラスチック使用製品を提供すること
- 商品又はサービスに応じて適切な寸法の特定プラスチック使用製品を提供すること
- 繰り返し使用が可能な製品を提供すること
- **情報の提供**：消費者によるプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制を促進するための情報等について、以下の方法又はその他の措置を講ずることにより情報提供する。
  - 店頭又はウェブサイトにおいてプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制に資する事項について掲示又は情報発信すること
  - 提供する特定プラスチック使用製品にプラスチック使用製品廃棄物の排出の抑制の重要性についての表示を付すこと
- **体制の整備等**：特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組に関する研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- **安全性等の配慮**：安全性、機能性その他の必要な事情に配慮するものとする。
- **特定プラスチック使用製品の使用の合理化の実施状況の把握等**：提供した量並びに特定プラスチック使用製品の使用の合理化のために実施した取組及びその効果を適切に把握し、情報を公開するよう努めるものとする。
- **関係者との連携**：国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携を図るよう配慮するものとする。その際、必要に応じて取引先の協力を求めることとする。

### ④ 特定プラスチック使用製品多量提供事業者の要件【政令】

- 使用の合理化の取組を促す必要性・実効性・事業規模などを勘案し、多量提供事業者の要件を以下のとおり規定する。
  - 当該年度の前年度において提供した特定プラスチック使用製品の量が5トン以上であること

### その他【政令、主務省令】

- 容器包装リサイクル法令及び食品リサイクル法令を参照し、政令において、勧告に係る措置命令の際に意見を聞く審議会を、省令において、加盟者の約款の定めについて本部事業者からの指示、助言を受けることその他所要の規定を定める。

## 【市区町村による分別収集・再商品化】

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、市町村はプラスチック使用製品廃棄物について、分別の基準を策定し、当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

### 市区町村による分別収集・再商品化

市町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に当たって以下の措置を講ずるよう努める。

- ・ 分別の基準の策定
  - ・ 当該基準に従って適正な分別排出を促進するために必要な措置
- 【第31条】

容器包装リサイクル法ルートを活用

【第32条】

→ 20頁参照

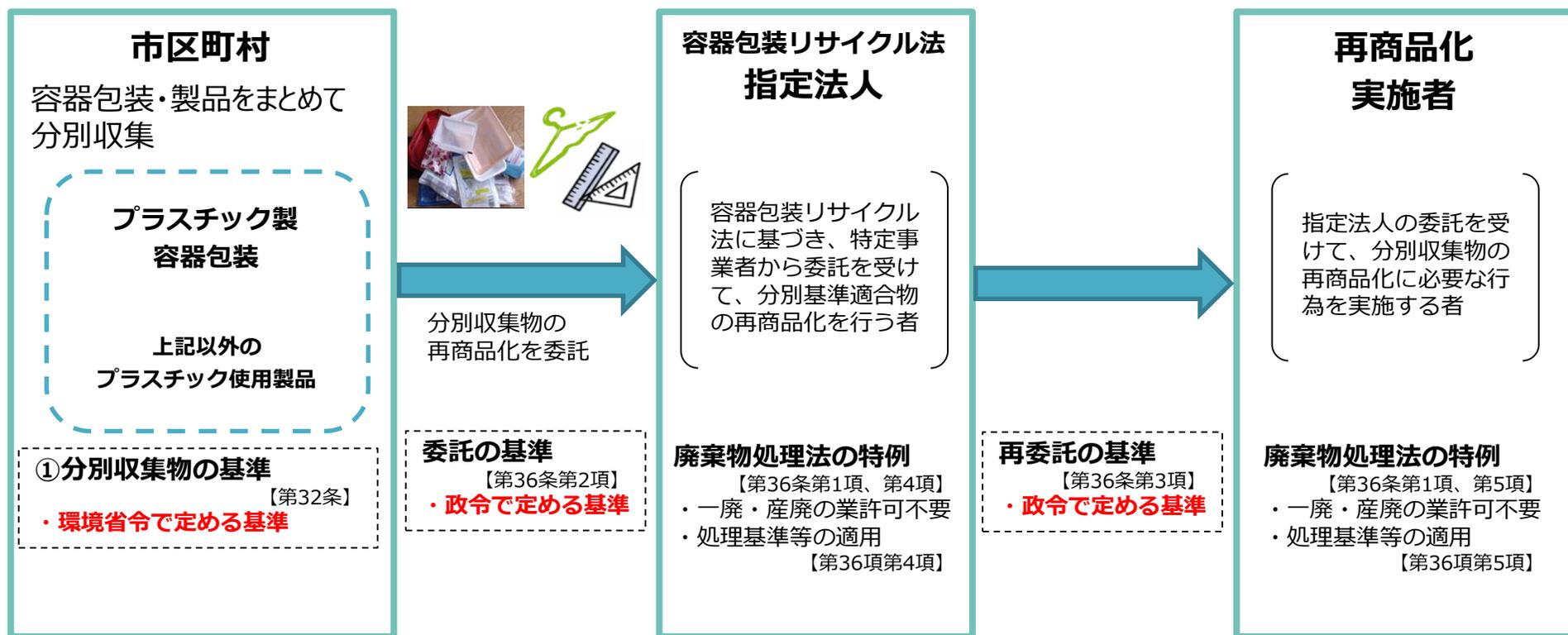
再商品化計画に基づく再商品化

【第33条】

→22頁参照

## 【市区町村による分別収集・再商品化】（プラスチック資源としての一括回収）

- プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化を促進するため、**容器包装リサイクル法**ルートを活用した分別収集物の再商品化を可能にする。



## ① 容リ法指定法人に委託する場合の分別収集物の基準【環境省令】

### ● 分別収集物の基準

- ・原則として最大積載量が一万キログラムの自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること
- ・圧縮されていること
- ・主としてプラスチック製の容器包装が廃棄物となったもの又は原材料の全部若しくは大部分についてプラスチック素材を利用したプラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法施行規則別表1の7の項に掲げる飲料又はしょうゆを充填するためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと
- ・一辺が50cm以上のものが混入していないこと
- ・小型家電リサイクル法第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等が混入していないこと
- ・リチウムイオン蓄電池等の再商品化の過程で火災等を生ずるおそれのあるもの、感染のおそれのあるもの、その他の再商品化を著しく阻害するプラスチック使用製品廃棄物が混入していないこと
- ・容器包装リサイクル法に規定される指定保管施設において保管されているものであること

### その他【政令】

- ・燃料として利用される製品については、容器包装リサイクル法と同様に定める。
- ・市町村が指定法人に委託する場合の基準及び容器包装リサイクル法に規定する指定法人が他人に再委託する場合の基準については、廃棄物処理法で定める内容と同等に、広域的な処理の円滑化を図る観点で再商品化の委託基準を定める。

上記の他に、リサイクルの質と量の向上に資するよう、先行して製品プラの回収を実施している自治体の取組も参考に、現場のご意見を踏まえて分別収集の手引きを策定予定。

## 【市区町村による分別収集・再商品化】（中間処理工程の一体化・合理化）

- 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。
  - 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能になる。

### 主務大臣

#### ①再商品化計画の認定申請

【第33条第1-2項】

(申請事項)

- ・分別収集物の種類（**主務省令で定める容器包装廃棄物の種類**を含む。）
  - ・実施期間
  - ・分別収集物の種類ごとの見込み量
  - ・実施方法
  - ・実施費用の総額・内訳
  - ・収集・運搬、処分施設
  - ・**その他省令で定める事項**
- + 添付書類

#### ②要件に適合する計画の認定

【第33条第3項】

(認定要件)

- ・計画内容：再商品化の効率的な実施に資するものとして**主務省令で定める基準**
- ・期間：**主務省令で定める期間**
- ・能力・施設：適確かつ継続的に行うに足りるものとして**主務省令で定める基準**
- ・欠格要件

#### ③計画の変更の認定

申請／事前届出／事後届出【第34条第1-3項】

- ※事業内容に関する変更のうち、**主務省令で定める軽微な変更**については、事前届出となる

#### ④変更の認定／認定取消し

【第34条第1項、第4項】

### 市区町村

<中間処理工程の一体化・合理化のイメージ>

認定計画の範囲

申請者

市区町村

再商品化実施者と連携し計画を策定

分別収集物の再商品化を委託

再商品化実施者

選別保管などの中間処理を省略し、効率的にリサイクル



容器包装リサイクル法  
指定法人

プラスチック製容器包装廃棄物（容器包装リサイクル法の分別基準適合物とみなす【第35条】）の再商品化費用を支払い

## ① 再商品化計画の認定申請【主務省令】

- 分別収集物に含まれる「プラスチック容器包装廃棄物」（法第35条の特例の対象）
  - ・ 主としてプラスチック製の容器包装（ペットボトルを除く）が一般廃棄物となったもの
- 法律に定めるもの以外の計画記載事項
  - ・ 分別収集物を収集しようとする区域
  - ・ 不適切な処理が行われた場合に生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
  - ・ 再商品化が困難になった場合に生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
- 添付書類
  - ・ 排出者に対して周知している分別の基準
  - ・ 分別収集しようとする区域を示す図面
  - ・ 分別収集物の収集、運搬又は処分を行う者が十分な知識及び技能や経理的基礎を有し、欠格要件に該当しないことを証する書類
  - ・ 収集又は運搬の用に供する施設、処理施設が飛散・流出等のおそれがないこと等を証する書類

## ② 要件に適合する計画の認定【主務省令】

- 再商品化計画の内容の基準
  - ・ 収集から処分が終了するまで及び再商品化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること
  - ・ 委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であること
  - ・ 再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること
  - ・ 生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないこと
  - ・ 収集から処分が終了するまでの一連の過程が、重複なく合理的であること
  - ・ 排出者が遵守すべき分別の基準（小型家電リサイクル法第2条第2項に規定する使用済小型電子機器等及びリチウムイオン蓄電池その他の再商品化の過程で火災等を生ずるおそれのあるプラスチック使用製品廃棄物を分別収集の対象としないものに限る）を定め、当該分別の基準に従って適正に分別して排出されるよう必要な措置を講じていること
  - ・ 再商品化をして得られる物の品質を確保するための措置を講じていること
  - ・ 再商品化の実施に要する費用の総額およびその内訳の算出方法が妥当であること
  - ・ 分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物が含まれる場合は、プラスチック容器包装廃棄物の再商品化に伴う費用が抑制されたものであること

## ② 要件に適合する計画の認定（続き）【主務省令】

- 再商品化を実施する期間
  - ・ 期間は、3年を超えない期間とする（変更においては、当初の認定日より起算して当該期間とする）
- 再商品化実施者の能力及び施設の基準
  - ・ 再商品化実施者が再商品化を的確に行うに足りる知識、技能、経理的基礎を有すること
  - ・ 収集又は運搬の用に供する施設について、飛散・流出等のおそれのないものを有すること
  - ・ 積替施設及び保管施設について、飛散・流出等しないように必要な措置を講じた施設であること
  - ・ 処分施設について、処分に適し、運転を安定的に行うことができ、適正な維持管理を行うことができるものであり、必要な許認可を受けたものであること

## ③ 計画の変更の認定申請／事前届出／事後届出【主務省令】

- 変更の認定を要せず、事前届出を要する変更
  - ・ 受託者の氏名又は名称の変更
  - ・ 収集・運搬事業者の変更（委託する業務の範囲及び責任の範囲の変更を伴わないもの）
  - ・ 収集・運搬施設、保管施設の変更
  - ・ 計画期間の短縮

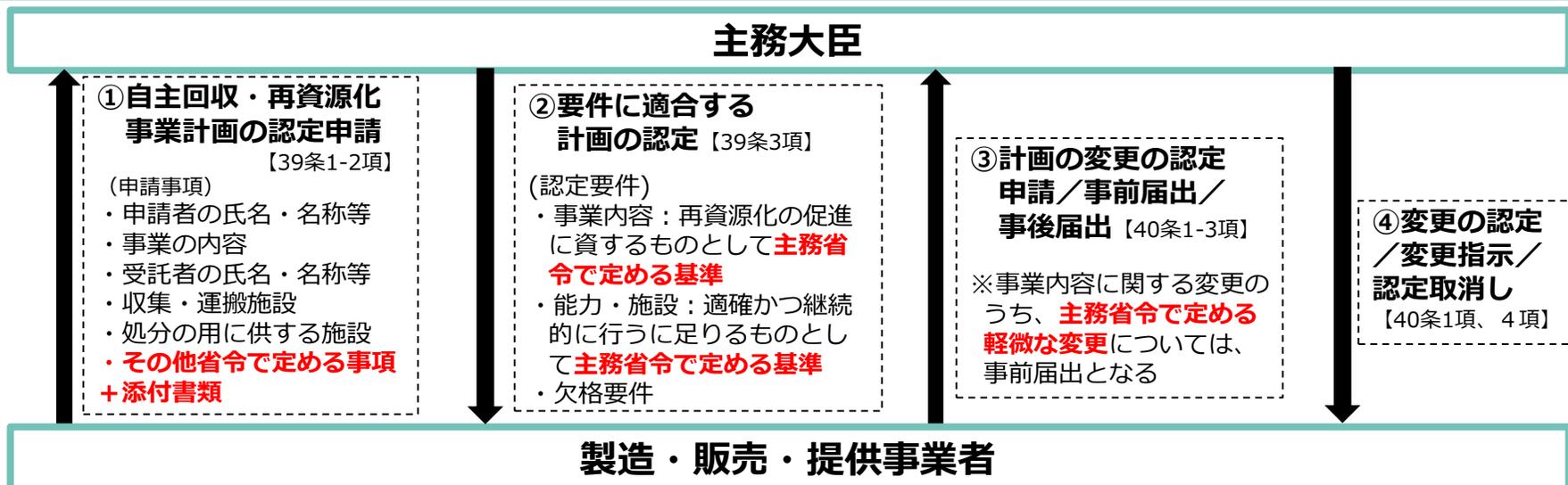
## その他【政令、主務省令】

- ・ 実施状況の主務大臣への報告手続を定める。
- ・ 廃棄物処理法令で定める内容と同等に、再商品化の委託基準、廃止の届出手続その他所要の規定を定める。

## 【製造事業者等による自主回収・再資源化】

- 自らが製造し、若しくは販売し、又はその行う販売若しくは役務の提供に付随して提供するプラスチック使用製品が使用済プラスチック使用製品となったものを**自主回収・再資源化する計画**を作成し、主務大臣が認定する仕組みを設ける。

▶ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**になる。



<自主回収・再資源化のスキーム例>



## ① 自主回収・再資源化事業計画の認定申請【主務省令】

- 法律に定めるもの以外の申請事項
  - ・ 収集しようとする製品の種類、見込み数量、収集区域、再資源化によって得られる物の利用先
  - ・ 廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合に生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
- 添付書類
  - ・ 申請者等が十分な知識及び技能や経理的基礎を有し、欠格要件に該当しないことを証する書類
  - ・ 収集又は運搬の用に供する施設（積替及び保管施設を含む）、処分施設が飛散・流出等のおそれがないこと等を証する書類

## ② 要件に適合する計画の認定【主務省令】

- 事業内容の基準
  - ・ 収集から再資源化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること
  - ・ 委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であること
  - ・ 自主回収・再資源化事業の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること
  - ・ 使用済プラスチック使用製品に含まれるプラスチックを相当程度再資源化するものであること
- 申請者等の能力・施設の基準
  - ・ 申請者等が自主回収・再資源化事業を適確に行うに足りる知識、技能、経理的基礎を有すること
  - ・ 収集又は運搬の用に供する施設（積替及び保管施設を含む）、処分施設について、飛散・流出・悪臭等のおそれがないよう必要な措置を講じたものであること
  - ・ 処分施設について、処分に適し、運転を安定的に行うことができ、適正な維持管理を行うことができるものであること
  - ・ 必要な許認可を受けたものであり、飛散・流出・悪臭等のおそれがないよう必要な措置を講じた施設であること

## ③ 計画の変更の認定申請／事前届出／事後届出【主務省令】

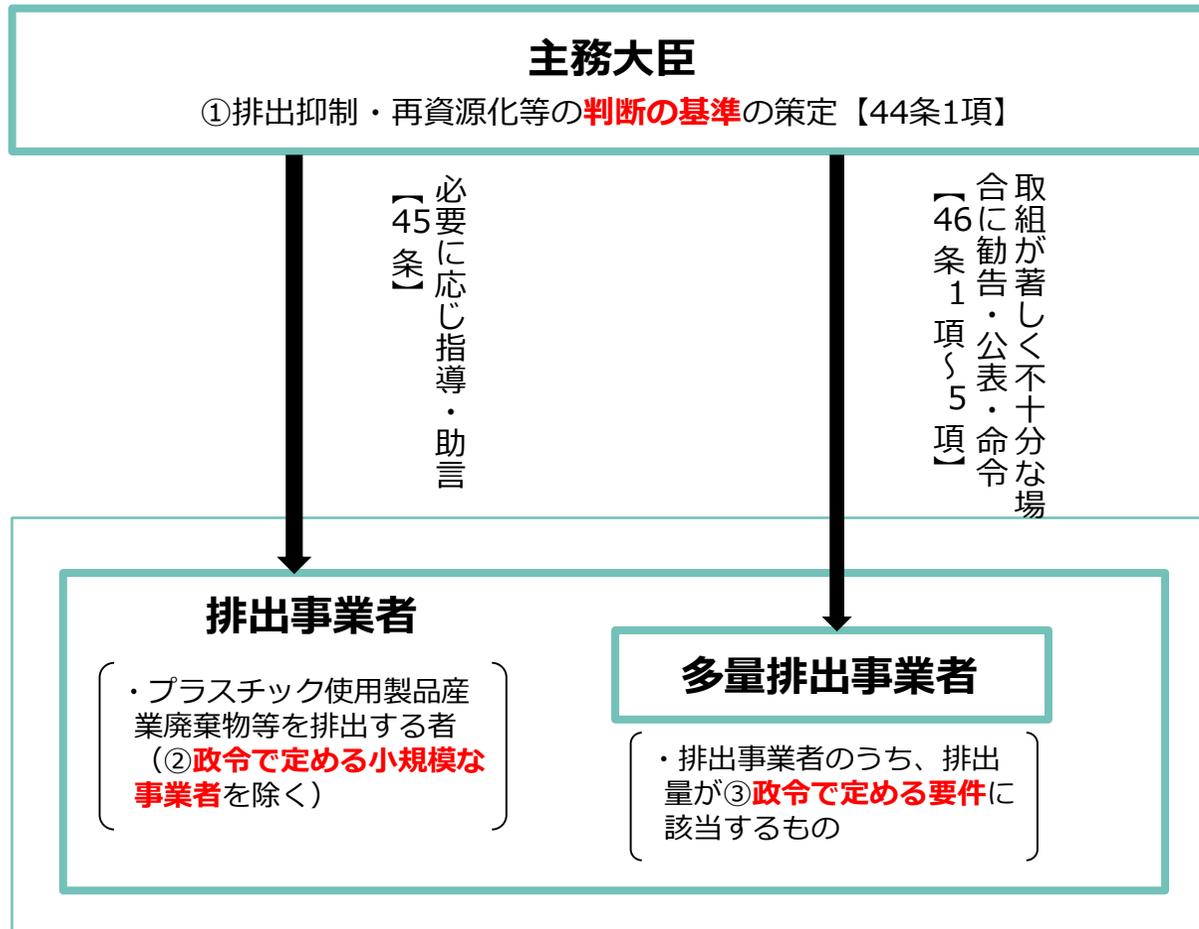
- 変更の認定を要せず、事前届出を要する変更
  - ・ 受託者の氏名又は名称の変更
  - ・ 収集・運搬事業者の変更（委託する業務の範囲及び責任の範囲の変更を伴わないもの）
  - ・ 収集・運搬施設、保管施設の変更

## その他【政令、主務省令】

- ・ 実施状況の主務大臣への報告手続を定める。
- ・ 廃棄物処理法令で定める内容と同等に、欠格要件に係る使用人の範囲、認定事業者の委託基準、運搬車への表示、廃止の届出手続、その他所要の規定を定める。なお、手続については、電子申請方式を可能とするなど、申請者の利便性を高めるものとする。

## 【排出事業者による排出の抑制】

- 排出事業者が排出の抑制や再資源化等の取り組むべき**判断の基準**を策定する。
  - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチック使用製品産業廃棄物等を多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



## ① 排出の抑制・再資源化等の判断の基準の策定【主務省令】

- プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等の実施の原則
  - ・ 技術水準、安全性、機能性、経済的な状況その他の必要な事情に配慮した上で、プラスチック使用製品産業廃棄物等について、可能な限り排出の抑制及び再資源化を実施すること
  - ・ 再資源化を実施することができないプラスチック使用製品産業廃棄物等であって、熱回収を実施できるものについては、熱回収を実施すること
  - ・ 自ら再資源化を実施できない場合は再資源化等を適正に実施し得る者に引き渡すこと
  - ・ 排出の抑制及び再資源化等の実施に当たっては、不適正に処理されないよう適切に管理すること
- プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制
  - ・ プラスチック使用製品の製造、加工又は成形の過程における端材の発生の抑制や、流通の過程において使用されるプラスチック製の包装材の簡素化など、事業活動に伴い生ずるプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出を抑制する工夫をすること
  - ・ 可能な限り長期間の使用が可能なプラスチック使用製品の採用等を促進すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等の使用の合理化を図ること
- プラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化等
  - ・ プラスチック使用製品産業廃棄物等の全部又は一部のうち、再資源化を実施することができるものについては、可能な限り、その全部又は一部を部品又は原材料その他の製品の一部として利用できるようにすること
  - ・ リチウムイオン蓄電池その他の再資源化等を著しく阻害するおそれのあるプラスチック使用製品産業廃棄物等の混入を防止する措置を講ずること
  - ・ 周辺地域において再資源化事業者が存在しないこと、感染のおそれのある等の廃棄物の性状等、再資源化を実施することができない場合であって、熱回収を実施できるものについては、熱回収を実施すること。その際、可能な限り効率の良い熱回収を実施すること
- 排出の抑制及び再資源化等の計画的な実施
  - ・ 多量排出事業者は、プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこと
- 情報の提供
  - ・ プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出・分別の状況等の情報を提供すること
  - ・ 前年度の排出量、排出の抑制及び再資源化等の目標やその達成状況の情報をインターネット等で公表するよう努めること

## ● その他

- 関係者（国・地方公共団体、消費者、関係団体・事業者）との連携を図るよう配慮すること
- 本部事業者は、加盟者（フランチャイズ）への指導を行い、また、加盟者は本部事業者が実施する措置に協力するよう努めること
- 元請業者は、下請負人への指導を行い、また、下請負人は元請業者が実施する措置に協力するよう努めること。
- 従業員へのプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等に関する必要な教育訓練を行うように努めること
- 排出量、排出の抑制及び再資源化等の実施量の把握・記録、それらを適切に行うための事業場ごとの責任者の選任、その他管理体制の整備を行うこと

## ② 政令で定める小規模な事業者【政令】

- 排出事業者から除外する者として、以下の者を規定する。

- 従業員の数が20人以下の会社・組合等（※1）であり、商業・サービス業以外の業種
- 従業員の数が5人以下の会社・組合等（※1）であり、商業・サービス業の業種
- 従業員の数が20人以下の一般社団法人等（※2）

※1 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、消費生活協同組合、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合等

※2 一般社団法人、一般財団法人、酒造組合、酒販組合、学校法人、宗教法人、医療法人、社会福祉法人、中小企業団体中央会、商工会議所、商工会等

## ③ 多量排出事業者の要件【政令】

- 廃棄物処理法及び食品リサイクル法における多量排出事業者の要件を勘案し、多量排出事業者の要件について以下のとおり規定する。
- 当該年度の前年度においてプラスチック使用製品産業廃棄物等の排出量が250トン以上であること

## その他【政令、主務省令】

- 容器包装リサイクル法令及び食品リサイクル法令を参照し、政令において、勧告に係る措置命令の際に意見を聞く審議会を、省令において、加盟者の約款の定めについて本部事業者からの指示、助言を受けることその他所要の規定を定める。

## 【排出事業者による再資源化等】

● 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。

▶ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**になる。

### 主務大臣

① **再資源化事業計画の認定申請**【48条1-2項】  
 (申請事項)  
 ・申請者の氏名・名称等  
 ・事業の内容  
 ・受託者の氏名・名称等  
 ・収集・運搬施設  
 ・処分の用に供する施設  
 ・**その他省令で定める事項**  
 +添付書類

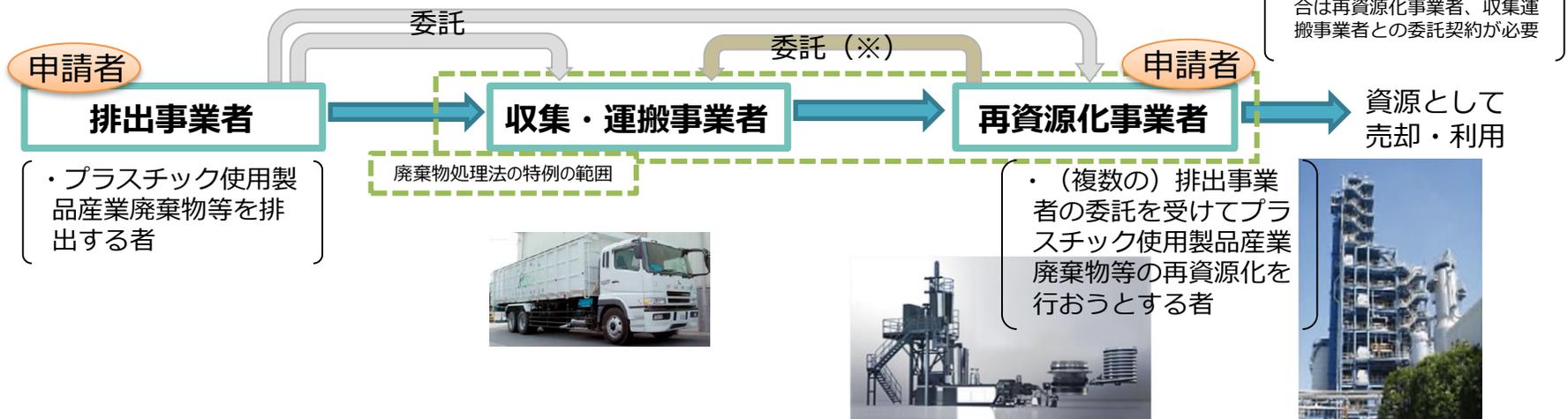
② **要件に適合する計画の認定**【48条3項】  
 (認定要件)  
 ・事業内容：再資源化の促進に資するものとして**主務省令で定める基準**  
 ・能力・施設：適確かつ継続的に行うに足りるものとして**主務省令で定める基準**  
 ・欠格要件

③ **計画の変更の認定申請／事前届出／事後届出**【49条1-3項】  
 ※事業内容に関する変更のうち、**主務省令で定める軽微な変更**については、事前届出となる

④ **変更の認定／変更指示／認定取消し**【49条1項、4項】

### 排出事業者又は排出事業者の委託を受けた再資源化事業者

<再資源化のスキーム例>



## ① 再資源化事業計画の認定申請【主務省令】

- 法律に定めるもの以外の申請事項
  - ・ 収集しようとする製品の種類、見込み数量、収集区域、再資源化によって得られる物の利用先
  - ・ 不適切な処理が行われた場合に生活環境に係る被害を防止するために講ずる措置
- 添付書類
  - ・ 申請者等が十分な知識及び技能や経理的基礎を有し、欠格要件に該当しないことを証する書類
  - ・ 収集又は運搬の用に供する施設（積替及び保管施設を含む）、処分施設が飛散・流出等のおそれがないこと等を証する書類

## ② 要件に適合する計画の認定【主務省令】

- 事業内容の基準
  - ・ 収集から再資源化により得られた物の利用までの一連の行程が明らかであること
  - ・ 委託する業務の範囲及び委託する者の責任の範囲が明確であること
  - ・ 再資源化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じていること
  - ・ プラスチック使用製品産業廃棄物等に含まれるプラスチックを相当程度再資源化するものであること
- 申請者等の能力・施設の基準
  - ・ 申請者等が再資源化を適確に行うに足りる知識、技能、経理的基礎を有すること
  - ・ 収集又は運搬の用に供する施設（積替及び保管施設を含む）、処分施設について、飛散・流出等のおそれがないよう必要な措置を講じたものであること
  - ・ 処分施設について、処分に適し、運転を安定的に行うことができ、適正な維持管理を行うことができるものであり、必要な許認可を受けたものであること

## ③ 計画の変更の認定申請／事前届出／事後届出【主務省令】

- 変更の認定を要せず、事前届出を要する変更
  - ・ 受託者の氏名又は名称の変更
  - ・ 収集・運搬事業者の変更（委託する業務の範囲及び責任の範囲の変更を伴わないもの）
  - ・ 収集・運搬施設、保管施設の変更

## その他【政令、主務省令】

- ・ 実施状況の主務大臣への報告手続を定める。
- ・ 廃棄物処理法で定める内容と同等に、欠格要件に係る使用人の範囲、認定事業者の委託基準、運搬車への表示、廃止の届出手続、その他所要の規定を定める。なお、手続については、電子申請方式を可能とするなど、申請者の利便性を高めるものとする。

## 【その他】

- **主務大臣の権限の委任**や**施行期日**等について定める。

### ① **主務大臣の権限の委任【政令】**

- ・ 各措置に関する報告徴収及び立入検査の権限について、対象者の事務所等を管轄する地方支分部局の長に委任することができることとする。

### ② **法律の施行期日【政令】**

- ・ この法律は、令和4年4月1日から施行することとする。

※なお、法附則第2条において、施行から5年後に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされているところであり、今後、適宜施行状況を踏まえて、政省令等の内容も含めて必要に応じて、見直しを行っていくこととする。